

過疎対策について



平成22年9月30日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

目 次

○ 過疎地域の現状と過疎地域自立促進特別措置法の改正概要等について	P 1
・ 過疎地域の現状	P 1
・ 過疎地域自立促進特別措置法の改正	P 5
・ 過疎関係市町村	P 1 1
・ 過疎法に基づく施策	P 1 5
・ 過疎対策事業の実績	P 1 8
○ 過疎地域自立促進市町村計画の策定状況等について	P 2 0
○ 平成 2 2 年度過疎地域等自立活性化推進交付金事業の交付先の決定（報道資料）	P 3 3
○ その他過疎対策関係施策について	P 3 5
○ 外部人材の活用状況等について	P 3 6

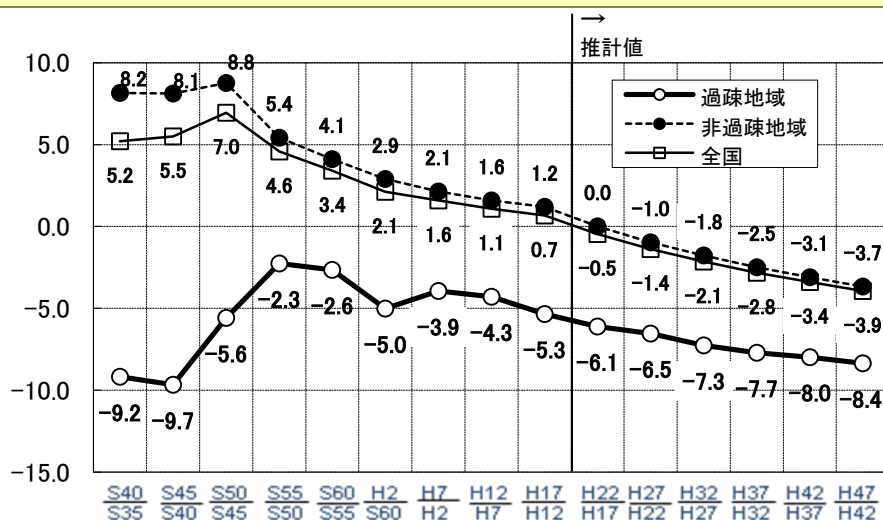
過疎地域の現状等について

- 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として制定された過疎法のもとで、公共施設の整備などに一定の成果。
- しかし、公共施設の整備水準等について全国との差がなお存在するほか、財政状況は厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機などの様々な問題に直面。
- 一方、過疎地域は、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能を有しており、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じて行く必要。
- こうしたことを踏まえ、過疎法の失効期限の6年間延長、過疎地域の要件の追加を行うとともに、時代に対応した実効性ある過疎対策を講じるため、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加を行うなど、過疎法を改正(拡充延長)。

過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H22.4.1)	776	1,727	44.9%
人口(平17国調:万人)	1,124	12,777	8.8%
面積(平17国調:km ²)	216,477	377,915	57.3%

5年間人口増減率の推移(全国、過疎地域、非過疎地域)



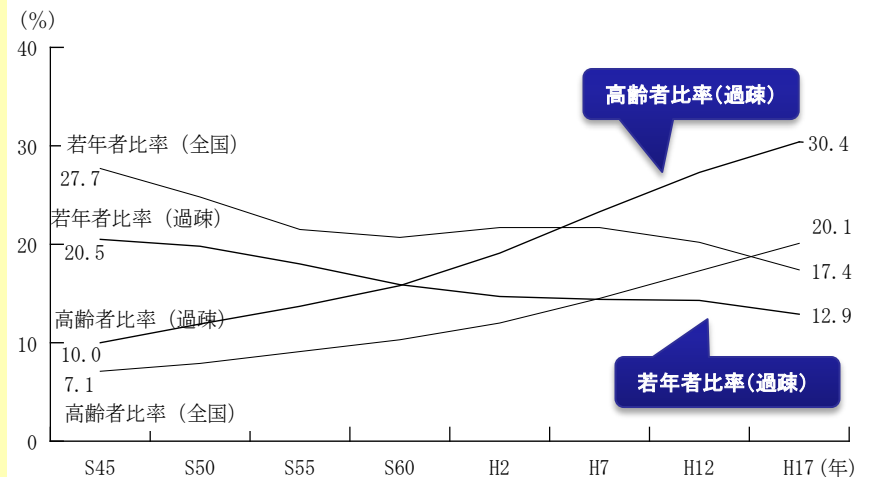
(備考) ①実績値は、『国勢調査人口』より算出。
 ②推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計)より算出。
 ③過疎地域は平成22年4月1日時点(776市町村)であるが、一部過疎地域については推計人口のデータがないため、実績及び推計ともに非過疎地域に分類している。

年齢階層別人口構成

	過疎地域	全国平均
0～14歳の人口割合	12.4%	13.7%
15～29歳の人口割合	12.9%	17.4%
65歳以上の人口割合	30.4%	20.1%

(備考) ①平成17年国勢調査による。 ②過疎地域は、平成22年4月1日現在。

高齢者比率及び若年者比率の推移



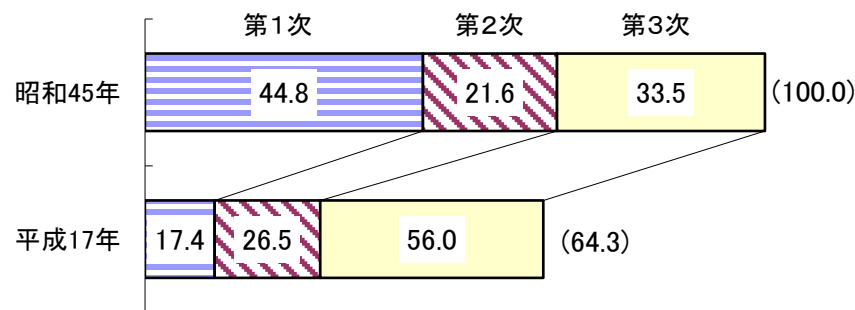
(備考) ① 国勢調査による。 ②過疎地域は、平成22年4月1日現在。

過疎地域の現状 ～①産業別就業人口の変化～

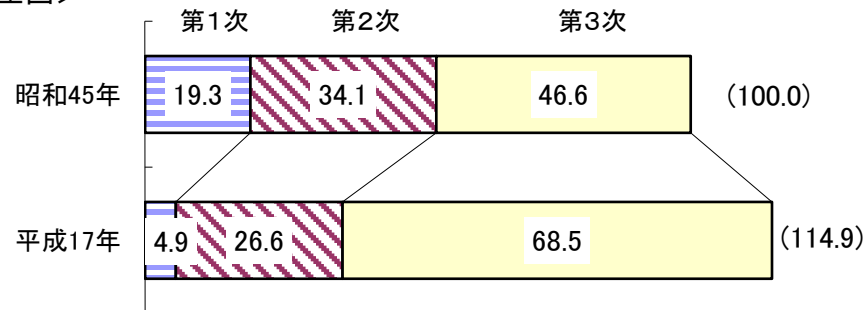
○過疎地域の産業構成については、第1次産業が中核であったが、現在では第3次産業人口が5割を超えている。
 ○過疎地域の就業者数については、昭和45年から平成17年にかけて261万人減少(35.7%減)(非過疎地域は、23.0%の増加)。

図表1 産業別人口及び構成割合の変動状況

<過疎地域>

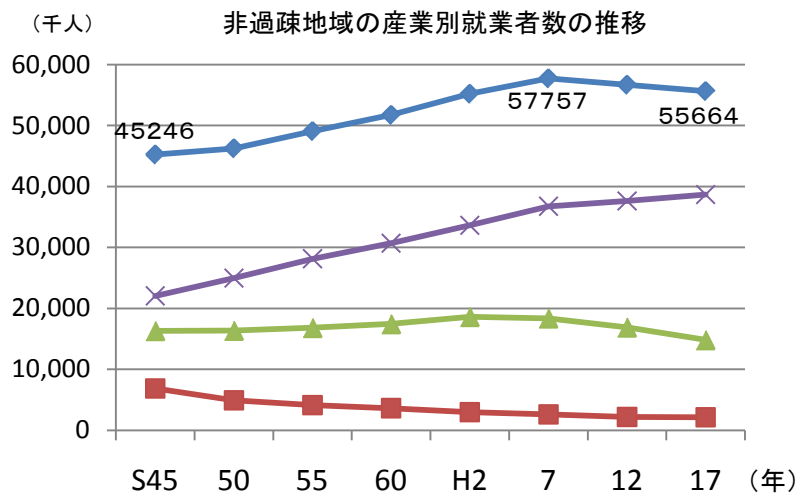
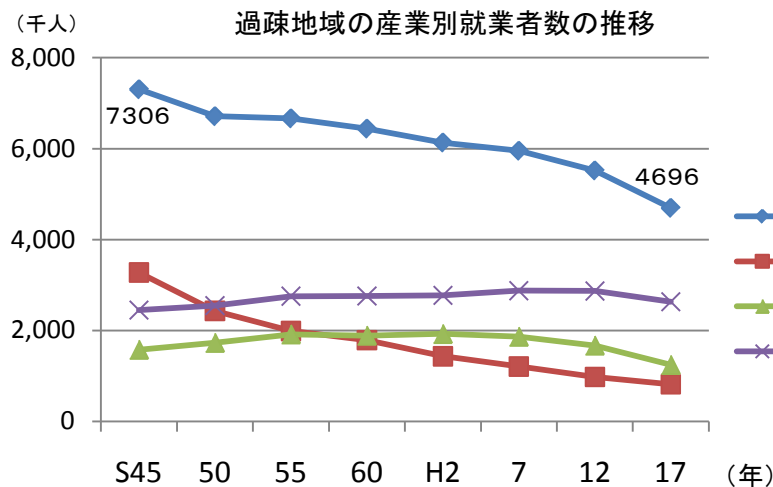


<全国>



(単位:%)

図表2 産業別就業者数の推移



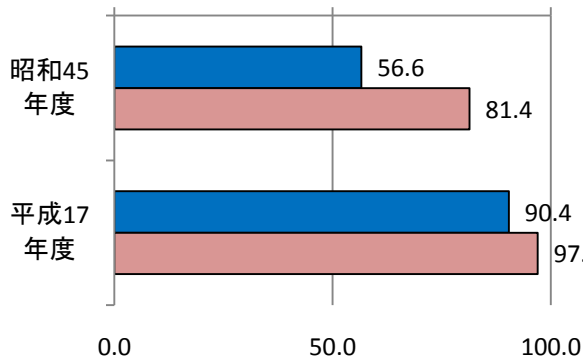
(出典)総務省過疎対策室「平成20年度版 過疎対策の現況」

過疎地域の現状 ～②生活関連インフラの整備状況～

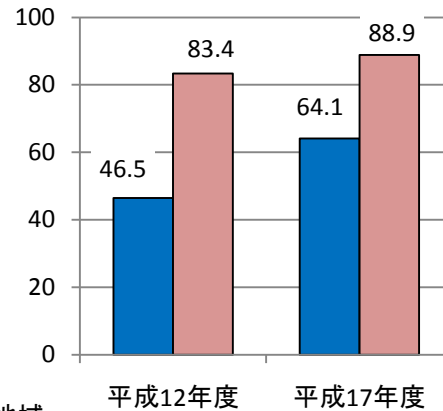
過疎地域の道路整備や生活環境等については、これまでの4次にわたる過疎法の下での過疎対策に基づき、各種支援措置が講じられた結果、一定程度の改善がみられる。

- 水道普及率については、全国と大きな格差があったものの、平成17年度には一定程度改善。
- 生活排水施設については、水洗化率の推移をみると改善しているものの、なお全国との格差が残っている。
- 市町村道については、改良率、舗装率とも未だ全国と一定の格差はあるものの、一定程度改善。
- 近隣の中心市街地までの所要時間については、交通基盤の整備により、一定程度改善。

図表1 水道普及率の推移

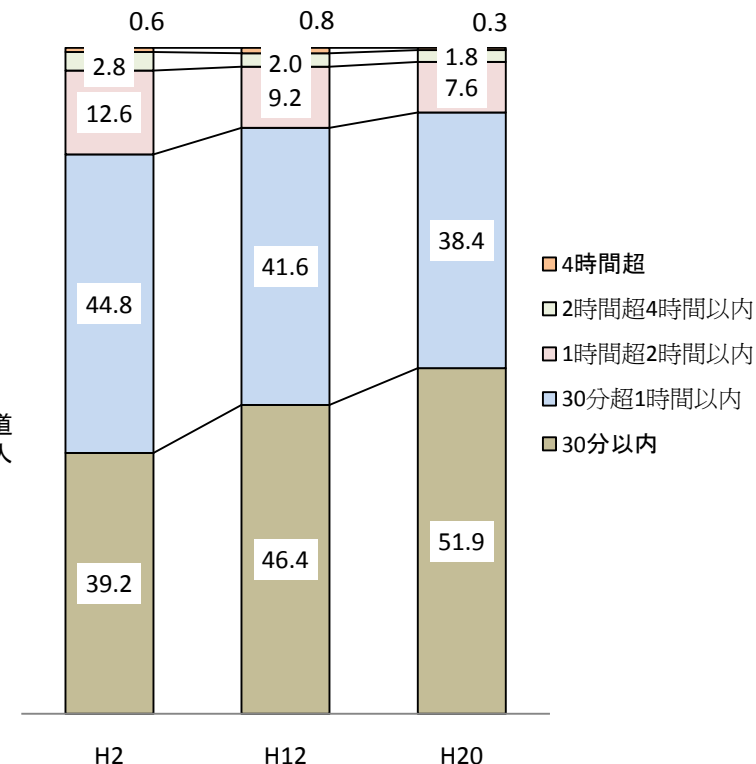


図表2 水洗化率の推移

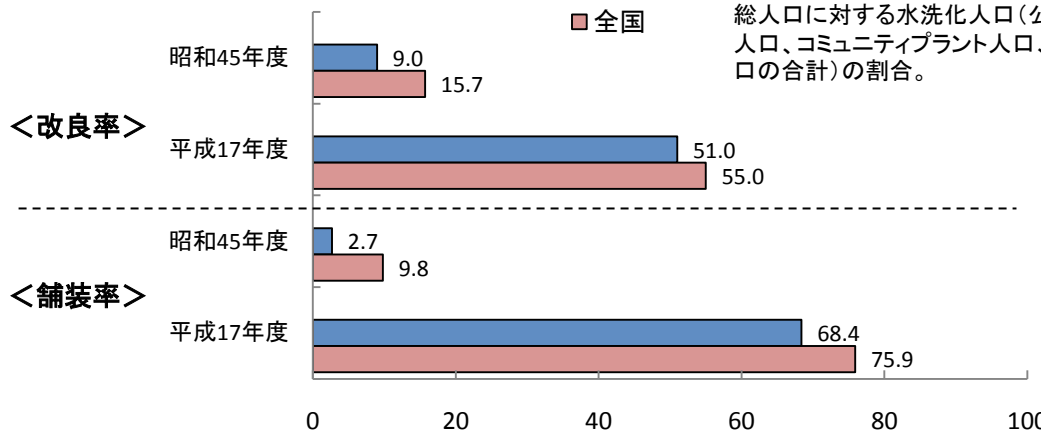


※水洗化率：
総人口に対する水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、浄化槽人口の合計）の割合。

図表4 市町村庁舎から広域市町村圏の中心都市の市街地までの所要時間段階別過疎地域数割合



図表3 市町村道の整備状況



過疎地域の現状 ～③高度情報化への対応状況～

○過疎地域の情報基盤整備については、一定程度進んでおり、携帯電話サービスエリアの状況、ブロードバンドの整備状況ともに全国と過疎地域の差はほとんどない状況。

○過疎地域においては、CATVの事業者のうち、地方公共団体又は第三セクター営が高比率。

図表1 携帯電話サービスエリアの状況

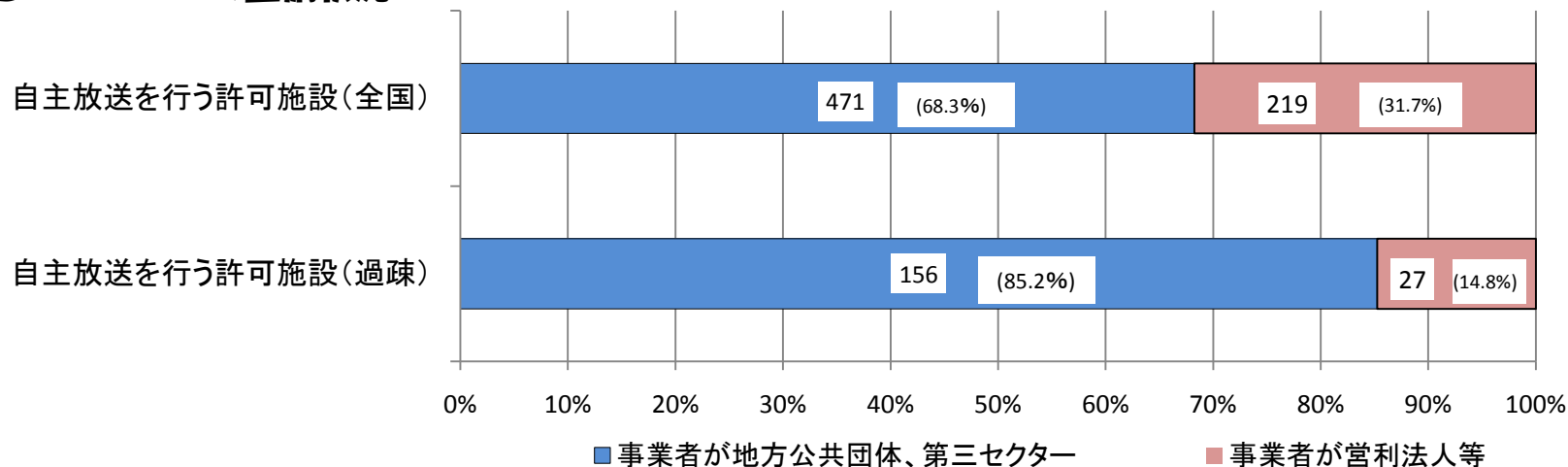
図表2 ブロードバンドの整備状況

		過疎地域	全国
夜間人口 ベース	エリア内	99.0%	99.9%
	エリア外	1.0%	0.1%

区 分	ブロードバンドのサービスエリアの世帯カバー率(推計)	
	平成20年3月末	平成20年9月末
過疎関係市町村	94.2%	95.1%
全 国	98.3%	98.6%

(備考) 過疎地域、サービスエリアカバー率は、平成20年度末時点。

図表3 CATVの整備状況



(出典) 総務省過疎対策室「平成20年度版 過疎対策の現況」

過疎地域自立促進特別措置法（延長後）と過去の過疎3法の概要

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年 4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年 3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成 2年 3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年 3月31日法律第15号)	※改正法による延長後
制定経緯	議員立法（全会一致）	議員立法（全会一致）	議員立法（全会一致）	議員立法（全会一致）	
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成27年度（※6年間延長）	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上 ○ 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の振興 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の活性化 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の自立促進 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成 	
過疎地域の要件 人口要件 かつ 財政力要件	人口要件 昭和35年～昭和40年（5年間） 人口減少率 10%以上	人口要件 昭和35年～昭和50年（15年間） 人口減少率 20%以上	人口要件（以下のいずれか） ①昭和35年～昭和60年（25年間） 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年（25年間） 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の高齢者（65歳以上） 比率 16%以上 ③昭和35年～昭和60年（25年間） 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年若年者（15歳以上30歳未 満）比率 16%以下	人口要件（以下のいずれか） <H12. 4. 1～H22. 3. 31> ①昭和35年～平成7年（35年間） 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成7年（35年間） 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上 ③昭和35年～平成7年（35年間） 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下 ④昭和45年～平成7年（25年間） 人口減少率 19%以上 (①～③は昭和45年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)	人口要件（以下のいずれか） <H22. 4. 1～>（※新たに追加） ①昭和35年～平成17年（45年間） 人口減少率 33%以上 ②昭和35年～平成17年（45年間） 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年（45年間） 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年（25年間） 人口減少率 17%以上 (①～③は昭和55年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)
	財政力要件 ● S41-S43 財政力指数 0.4未満	財政力要件 ● S51-S53 財政力指数 0.37以下 ● 公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ● S61-S63 財政力指数 0.44以下 ● 公営競技収益 10億円以下	財政力要件 <H12. 4. 1～H22. 3. 31> ● H8-H10 財政力指数 0.42以下 ● 公営競技収益 13億円以下	財政力要件 <H22. 4. 1～>（※新たに追加） ● H18-H20 財政力指数 0.56以下 ● 公営競技収益 20億円以下
公示 市町村数	当初(S45. 5. 1) : 7 7 6 最終 : 1, 0 9 3	当初 (S55. 4. 1) : 1, 1 1 9 最終 : 1, 1 5 7	当初 (H2. 4. 1) : 1, 1 4 3 最終 : 1, 2 3 0	当初 (H12. 4. 1) : 1, 1 7 1 追加 (H14. 4. 1) : 1, 2 1 0 法延長前(H22. 3. 31) : 7 1 8	法延長当初(H22. 4. 1) : 7 7 6

過疎地域自立促進特別措置法の改正概要について

1 経緯

- 平成22年3月末で失効した改正前の過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望。
⇒ 議員立法による法案の国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として国会に提出。
⇒ 衆議院は3月2日、参議院は3月10日にいずれも全会一致で可決、3月17日に公布、4月1日から施行。

2 法律の概要

- **過疎法の失効期限の延長**
・6年間の延長 ⇒平成28年3月31日まで
- **平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加**
・これまでの過疎地域に加え、改正前の過疎法の考え方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒58団体が追加)
- **過疎地域自立促進のための特別措置の拡充**
 - (1) **過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充**
・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
 - (2) **過疎対策事業債の対象施設の追加**
・図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃
 - (3) **国税(所得税・法人税)に係る減価償却の特例の拡充**
 - (4) **地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充**
・(3)(4)とも対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業(コールセンター)を追加
- **地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し**
・過疎地域自立促進方針(都道府県が策定)、同市町村計画及び同都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直し など
- **施行期日は平成22年4月1日**(※ただし、失効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行)

過疎地域自立促進特別措置法の概要

1. 法律の目的 (法第1条)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

2. 過疎地域の要件 (法第2条)

中長期的な人口減少及び、長期的な人口減少の結果としての年齢構成の偏りから過疎地域を捉えることとし、過疎地域の要件を(1)又は(2)に該当する地域とした((2)は平成22年改正により追加)。

(1) 次のいずれかに該当し(人口要件)、かつ、平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下で、公営競技収益が13億円以下(施行令第1条)であること(財政力要件)。

- ① S35年～H7年の人口減少率が30%以上
- ② S35年～H7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率(65歳以上)24%以上
- ③ S35年～H7年の人口減少率が25%以上、若年者比率(15歳以上30歳未満)15%以下
- ④ S45年～H7年の人口減少率が19%以上

*ただし、①②③の場合、S45年～H7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

【追加公示】

平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う(法第32条)。

- ① 上記(1)の人口要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。
- ② 上記(1)の財政力要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

(2) 次のいずれかに該当し(人口要件)、かつ、平成18年度～平成20年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.56以下で、公営競技収益が20億円以下(施行令第1条)であること(財政力要件)。

- ① S35年～H17年の人口減少率が33%以上
- ② S35年～H17年の人口減少率が28%以上、高齢者比率(65歳以上)29%以上
- ③ S35年～H17年の人口減少率が28%以上、若年者比率(15歳以上30歳未満)14%以下
- ④ S55年～H17年の人口減少率が17%以上

*ただし、①②③の場合、S55年～H17年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

【過疎地域の状況】

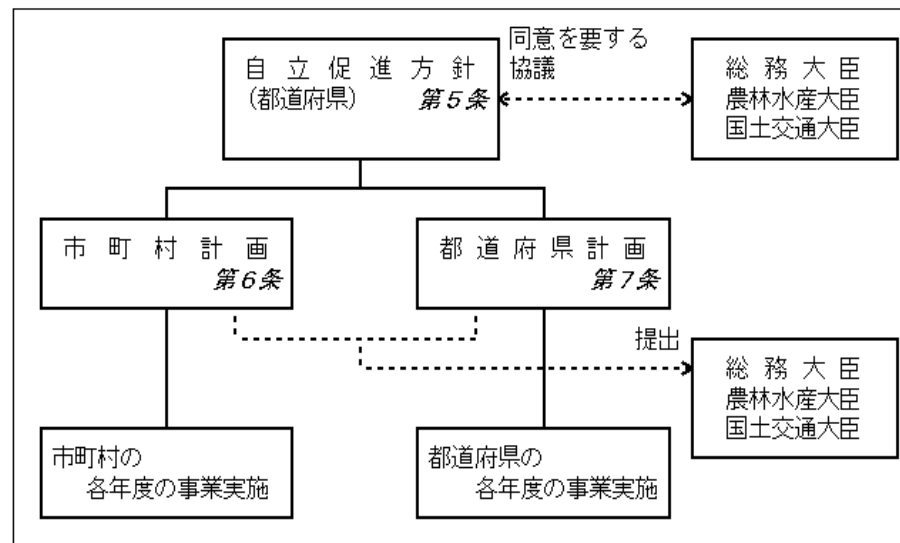
	(過疎市町村)	(全 国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数 (H22.4.1)	776	1,727	44.9 %
人口 (平17国調:万人)	1,124	12,777	8.8 %
面積 (平17国調: km ²)	216,477	377,915	57.3 %

3. 過疎地域自立促進のための対策の目標 (法第3条)

- ① 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等により、産業を振興し、安定的な雇用を増大すること
- ② 交通施設、通信施設等の整備を図ること等により交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること
- ③ 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民生活の安定と福祉の向上を図ること
- ④ 美しい景観の整備、地域文化の振興を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること
- ⑤ 基幹集落の整備、適正規集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること

4. 過疎地域自立促進計画等 (法第5条～法第7条)

【計画制度】



なお、過疎地域自立促進方針(第5条)、過疎地域自立促進市町村計画(第6条)、過疎地域自立促進都道府県計画(第7条)については、平成22年4月1日から、これらの策定に係る義務付けが廃止されるとともに、市町村から都道府県に対する市町村計画策定にあたっての事前協議の内容を見直す等の所要の措置が講じられている。(※ただし、法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画の策定が必要であることに留意。)

5. 具体的施策

(1) 国の補助のかさ上げ等 (法第10条、第11条)

- 統合に伴う小中学校校舎等 (1/2 → 5.5/10: 公立学校施設整備費負担金)
- 公立保育所 (1/2 → 5.5/10)
- 公立以外の保育所 (1/2 → 2/3: 次世代育成支援対策施設整備交付金)
- 消防施設 (1/3 → 5.5/10)
- 統合に伴う教職員住宅の建築 (事業に要する経費の 5.5/10: 安全・安心な学校づくり交付金)
- ※ 次世代育成支援対策施設整備交付金、安全・安心な学校づくり交付金においては、補助率を勘案して高上げ分を上乗せ。また公立保育所、消防施設については、特別の地方債を措置 (元利償還金の100%を交付税の基準財政需要額に算入)。

(2) 過疎地域自立促進のための地方債 (法第12条)

- 過疎地域の市町村は、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域自立促進のための地方債 (過疎対策事業債) を発行することができる。
- 過疎対策事業債の元利償還金の70%相当額は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

【対象事業】

産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクール・ホート、学校給食施設・設備 ○小規模な公立の中等教育学校の前期課程の校舎で構造上危険な状態にあるため改築を要するもの ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業 (基金の積立てを含む) 		

○ 平成22年度計画額 2,700億円、平成21年度計画額 2,638億円

(3) 都道府県代行制度 (法第14条～法第15条)

- 基幹道路 (基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道: 法第14条)
- 公共下水道 (幹線管渠、終末処理場、ポンプ場: 法第15条)

(4) 行政上の特別措置 (法第16条～法第25条)

- ・医療の確保 (法第16～17条)
- ・高齢者の福祉の増進 (法第18～19条)
- ・交通の確保 (法第20条)
- ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実 (法第21条)
- ・教育の充実に関する配慮 (法第22条)
- ・地域文化の振興等に関する配慮規定 (法第23条)
- ・農地法等による処分についての配慮 (法第24条)
- ・国有林野の活用 (法第25条)

(5) 金融措置 (法第26条～法第28条)

- 1) 法による措置
 - 株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付 (法第26条)
 - 中小企業に対する資金の確保 (法第27条)
 - 沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付 (法第28条)
- 2) その他: 株式会社日本政策金融公庫による融資制度

(6) 税制措置 (法第29条～法第30条、地方税法第586条)

- 1) 所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例 (第29条)
- 2) 所得税・法人税に係る減価償却の特例 (第30条)
 - (製造業、旅館業、情報通信技術利用事業 (コールセンター))
- 3) 特別土地保有税の非課税措置 (地方税法第586条)
 - (製造の事業の用に供する設備、集会、宿泊、スポーツ施設)

(7) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置 (第31条)

- ・製造業、旅館業、情報通信技術利用事業 (コールセンター) (事業税、不動産取得税、固定資産税)
- ・畜産業、水産業 (個人事業税)

6. 合併の場合の取扱い (法第33条)

- 1) 市町村の廃置分合により設置された、又は境界変更があった市町村が、総務省令・農林水産省令・国土交通省令に定める要件に該当する場合は過疎地域とみなす (第1項)。
- 2) 過疎地域市町村を含む合併があった場合、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併による新市町村が法第2条及び1)の要件に該当しない場合であっても、新市町村の区域のうち、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなす (第2項)。

過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議等について

1 衆議院総務委員会（平成22年3月2日）

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件

過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。

一方、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。

過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、過疎地域以外の都市部等の住民を含む国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

こうした現状認識にかんがみ、今般、本委員会は過疎地域自立促進特別措置法の失効期限について六年間の延長を行うとともに、平成十七年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加するほか、いわゆるソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること等を内容とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案を提出することとした。

以上を踏まえ、政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。

一 過疎地域を中心に集落の高齢化が進行するとともに、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加し、これらの集落において、相互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。

二 各地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重すること。

三 過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。

五 今般の法律案については、過疎地域からの要望を踏まえ、過疎対策事業債の対象を拡充し、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民の将来にわたる安全・安心な暮らしを確保するために実施するいわゆるソフト事業についても対象としたところであり、その趣旨を踏まえ、制度の運用に当たっては、次の事項について特に留意すること。

1 過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保するとともに、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すこと。

2 過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。

六 過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

2 参議院総務委員会（平成22年3月9日）

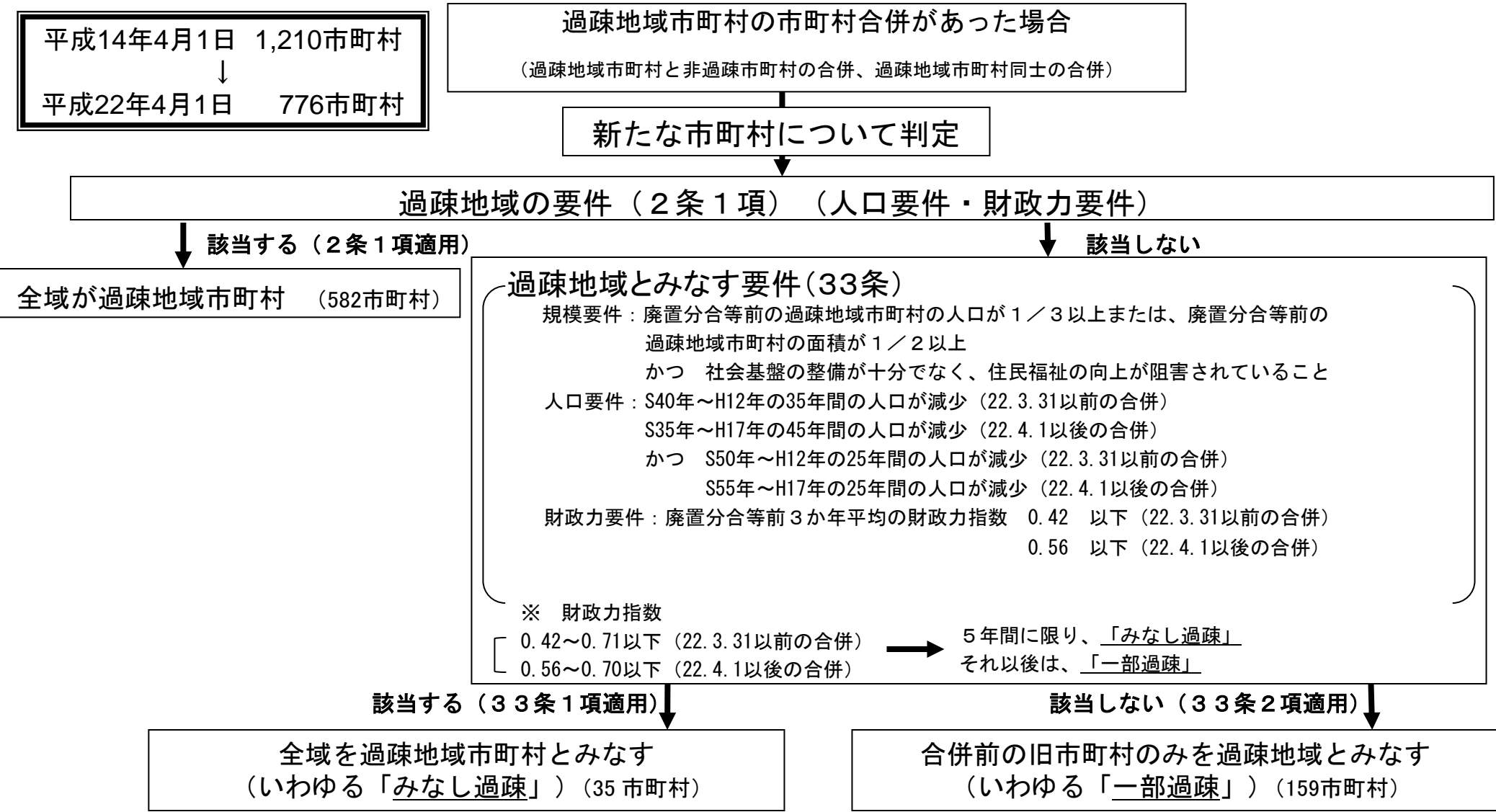
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、過疎地域の現状と課題を十分に把握し、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二、過疎地域がそれぞれ有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三、過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。
- 四、過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保することとし、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すとともに、過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。
- 五、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

過疎地域市町村の合併と過疎法の適用について



【過疎地域の状況】	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H22.4.1)	776	1,727	44.9%
人口(平17国調:万人)	1,124	12,777	8.8%
面積(平17国調:km ²)	216,477	377,915	57.3%

都道府県別過疎関係市町村数

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)	備考
北海道	179	143	136	0	7	函館市〔中核〕(一部過疎)
青森	40	28	19	3	6	
岩手	34	23	18	1	4	
宮城	35	7	3	1	3	
秋田	25	20	15	4	1	秋田市〔中核〕(一部過疎)
山形	35	20	17	2	1	
福島	59	27	23	1	3	
茨城	44	4	1	0	3	
栃木	27	3	1	1	1	
群馬	35	14	8	0	6	
埼玉	64	4	1	0	3	
千葉	54	5	4	0	1	
東京	39	6	6	0	0	
神奈川	33	0	0	0	0	
新潟	30	14	9	1	4	
富山	15	3	1	1	1	富山市〔中核〕(一部過疎)
石川	19	8	4	0	4	
福井	17	6	2	0	4	福井市〔県庁〕(一部過疎)
山梨	27	15	7	0	8	甲府市〔県庁〕(一部過疎)
長野	77	37	29	0	8	長野市〔中核〕(一部過疎)
岐阜	42	14	6	2	6	
静岡	35	8	4	0	4	浜松市〔政令〕(一部過疎)
愛知	57	5	3	0	2	豊田市〔中核〕(一部過疎)
三重	29	9	7	0	2	津市〔県庁〕(一部過疎)

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)	備考
滋賀	19	2	0	0	2	
京都	26	9	5	1	3	京都市〔政令〕(一部過疎)
大阪	43	0	0	0	0	
兵庫	41	9	5	0	4	
奈良	39	15	13	1	1	
和歌山	30	16	13	2	1	
鳥取	19	12	8	0	4	鳥取市〔県庁〕(一部過疎)
島根	21	19	15	2	2	松江市〔県庁〕(一部過疎)
岡山	27	20	12	1	7	岡山市〔政令〕(一部過疎)
広島	23	16	9	0	7	福山市〔中核〕(一部過疎)
山口	19	12	6	0	6	山口市〔県庁〕(一部過疎) 下関市〔中核〕(一部過疎)
徳島	24	13	11	0	2	
香川	17	8	6	0	2	高松市〔中核〕(一部過疎)
愛媛	20	17	10	1	6	松山市〔中核〕(一部過疎)
高知	34	28	24	0	4	高知市〔中核〕(一部過疎)
福岡	60	19	12	3	4	
佐賀	20	9	5	0	4	佐賀市〔県庁〕(一部過疎)
長崎	21	12	9	1	2	長崎市〔中核〕(一部過疎)
熊本	45	27	22	2	3	
大分	18	16	12	1	3	大分市〔中核〕(一部過疎)
宮崎	26	16	11	1	4	
鹿児島	43	40	33	1	6	鹿児島市〔中核〕(一部過疎)
沖縄	41	18	17	1	0	
全国	1,727	776	582	35	159	

(備考) 1 市町村数は平成22年4月1日現在。

2 過疎関係市町村数計は、本則適用(2条1項)、みなし過疎(33条1項)、一部過疎(33条2項)市町村のすべてを合算。

3 備考欄に記載した市は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。

内訳

市町村別団体数	
市	268
町	387
村	121

新たに要件を満たすこととなった団体（平成22年4月1日時点）

（平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加）

平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件

1 人口要件：以下のいずれかに該当すること。

(1) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が33%以上であること。

(2) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、

かつ、高齢者比率(65歳以上)が29%以上であるか、

又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下であること。

※ただし、(1)(2)の場合、昭和55年～平成17年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

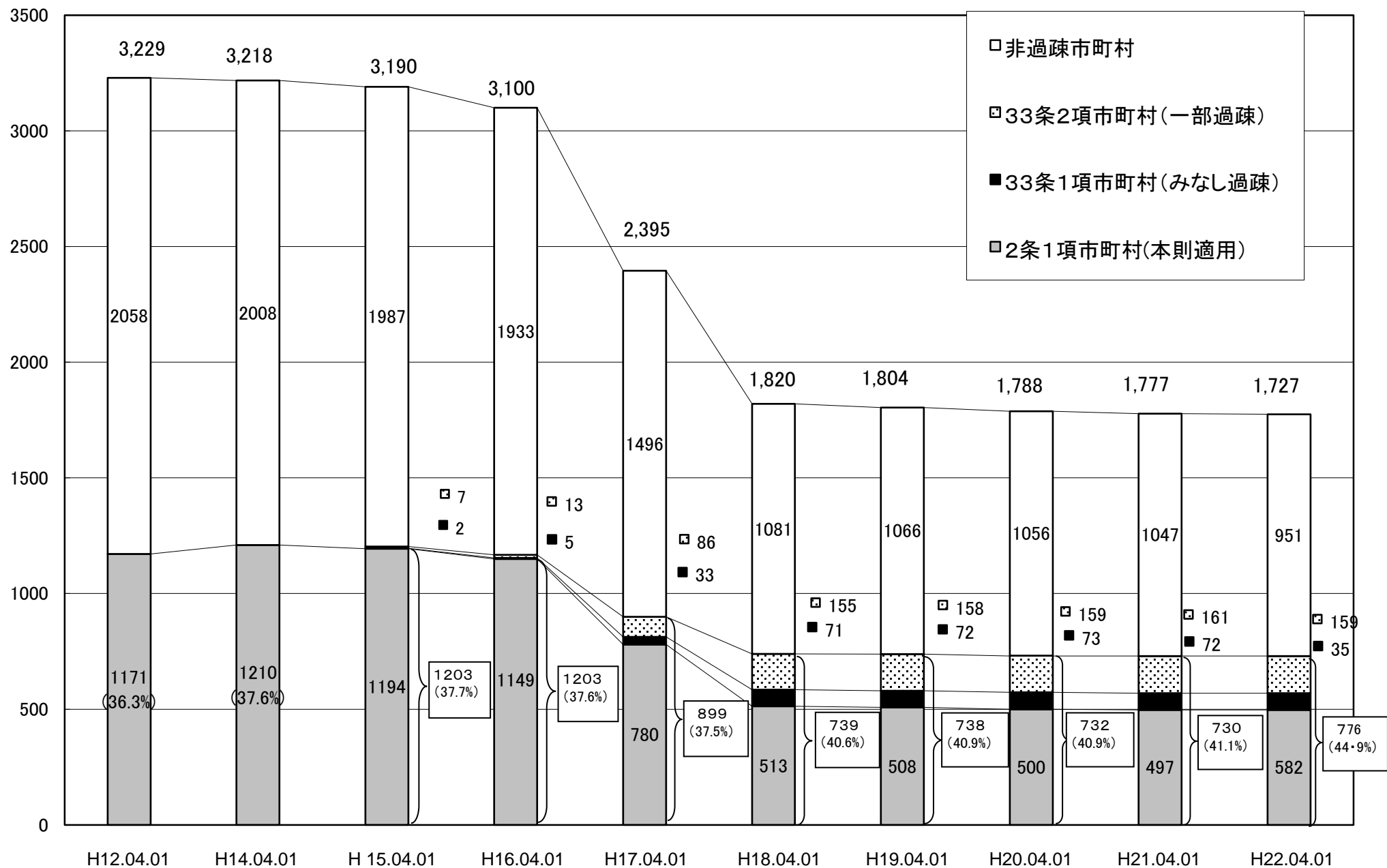
(3) 昭和55年～平成17年の25年間の人口減少率が17%以上であること。

2 財政力要件：平成18～20年度の3か年平均の財政力指数が0.56以下等であること。

上記要件を満たすこととなった団体一覧

北海道	小樽市、浦河町、羅臼町	三重県	尾鷲市、鳥羽市
青森県	平内町、野辺地町、大間町、三戸町	京都府	宮津市、和束町
岩手県	釜石市、岩手町、大槌町、山田町、普代村、九戸村、洋野町	奈良県	山添村
秋田県	美郷町	和歌山県	由良町、那智勝浦町、太地町
山形県	村山市、遊佐町	鳥取県	岩美町、三朝町、大山町、江府町
福島県	下郷町、檜枝岐村、猪苗代町、会津坂下町	岡山県	矢掛町、奈義町
群馬県	嬬恋村、みなかみ町	香川県	直島町、琴平町
埼玉県	東秩父村	高知県	須崎市
千葉県	長南町、大多喜町	福岡県	大牟田市、鞍手町、福智町、築上町
東京都	大島町	佐賀県	白石町、太良町
富山県	朝日町	鹿児島県	与論町
長野県	飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町	計	58団体
岐阜県	八百津町		

平成12年4月1日以降の市町村数及び過疎関係市町村数の変遷



過疎法に基づく施策

(1) 国の補助のかさ上げ等

①統合に伴う小中学校校舎等(1/2⇒5.5/10)

②公立以外の保育所(1/2⇒2/3)

③公立保育所(1/2⇒5.5/10)

④消防施設(1/3⇒5.5/10)

三位一体改革で補助金廃止

(特別の地方債で措置)【施設整備事業(一般財源化分)】

(2) 過疎対策事業債 : 元利償還の7割を交付税措置

平成22年度計画額 2,700億円

平成21年度計画額 2,638億円

(3) 都道府県代行制度: 基幹道路、公共下水道

(4) 金融措置 : 政府系金融機関等の資金確保

(5) 税制措置 : 所得税・法人税に係る減価償却の特例 等

(6) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置

【参考】 過疎対策のための国庫補助金

・過疎地域集落等整備事業費補助金(補助率1/2) 【22年度予算 3.0億円】

・過疎地域等自立活性化推進交付金(定額補助) 【22年度予算 3.2億円】

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の配分を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 		

2 地方債計画額

平成22年度 2,700億円

平成21年度 2,638億円

過疎対策事業債の拡充について

1 対象施設の追加

- ・ 図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃。

2 ソフト事業への拡充

- ・ 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

<大臣通知>

→対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費 ③地方債の元利償還に要する経費

～発行限度額について～

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令

<省令の主な内容>

・算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

算式の符号

A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

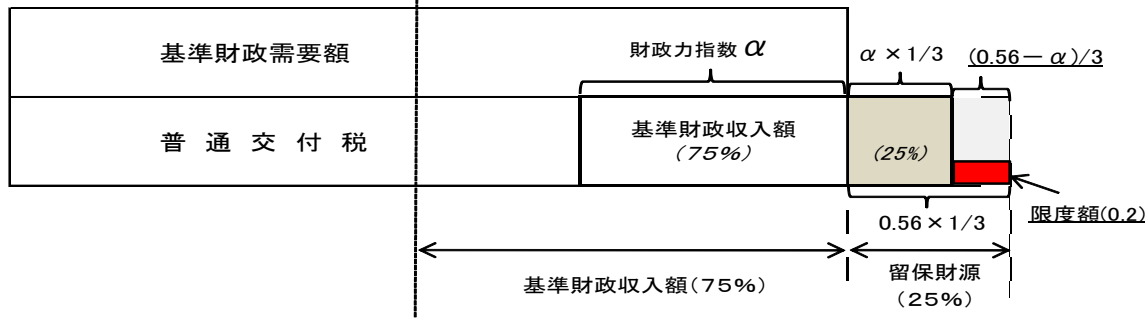
B 当該市町村の財政力指数(発行限度額を算定する年度前3年度の平均)

※財政力の弱い市町村に配慮するとの考えから、基準財政需要額と財政力指数を基礎数値とした。

・最低保障額3500万円

限度額算定のイメージ

財政力指数0.56
(過疎団体の要件)



【算式】 前年度の基準財政需要額 $\times (0.56 - \alpha) \times \frac{1/3 \times 0.2}{1/15}$

* 0.56 : 過疎法の財政力指数指定要件

* α : 当該団体の財政力指数

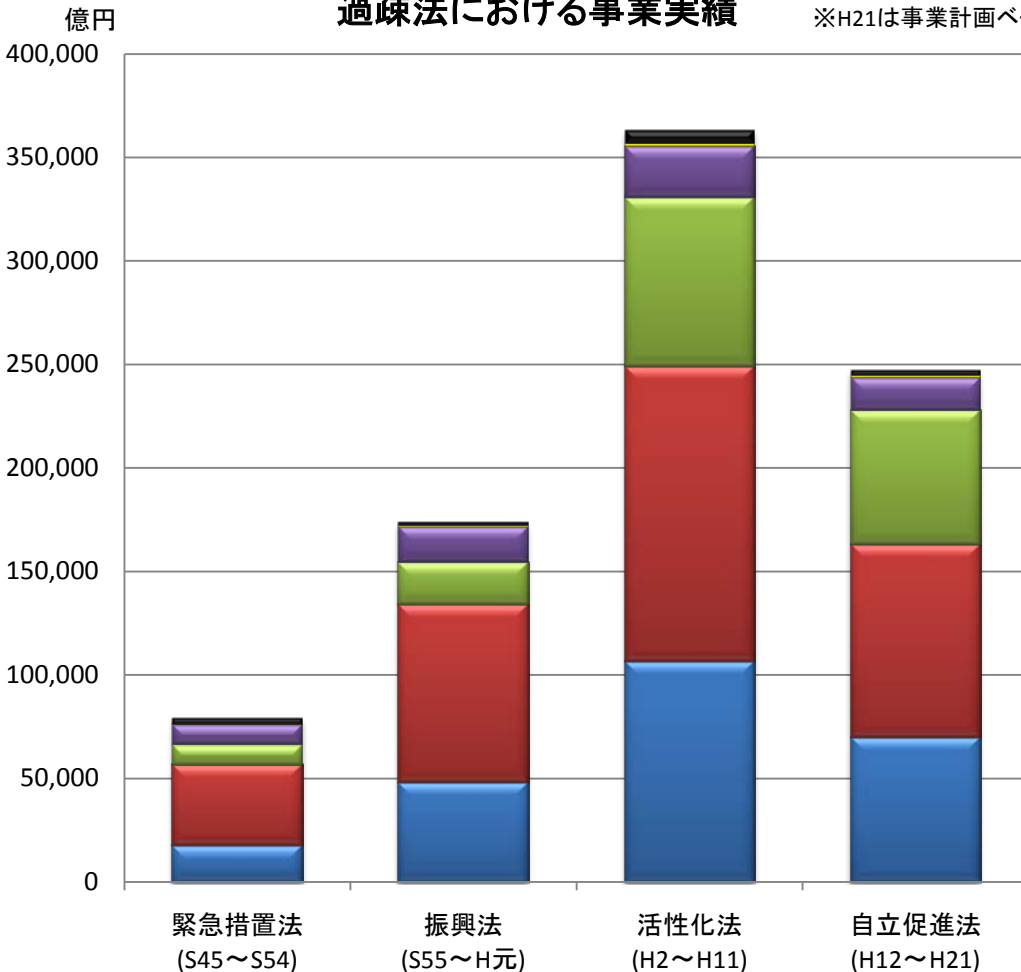
* 1/3 : 基準財政収入額の算入割合(75%)と留保財源(25%)の比率

過疎対策事業の実績について

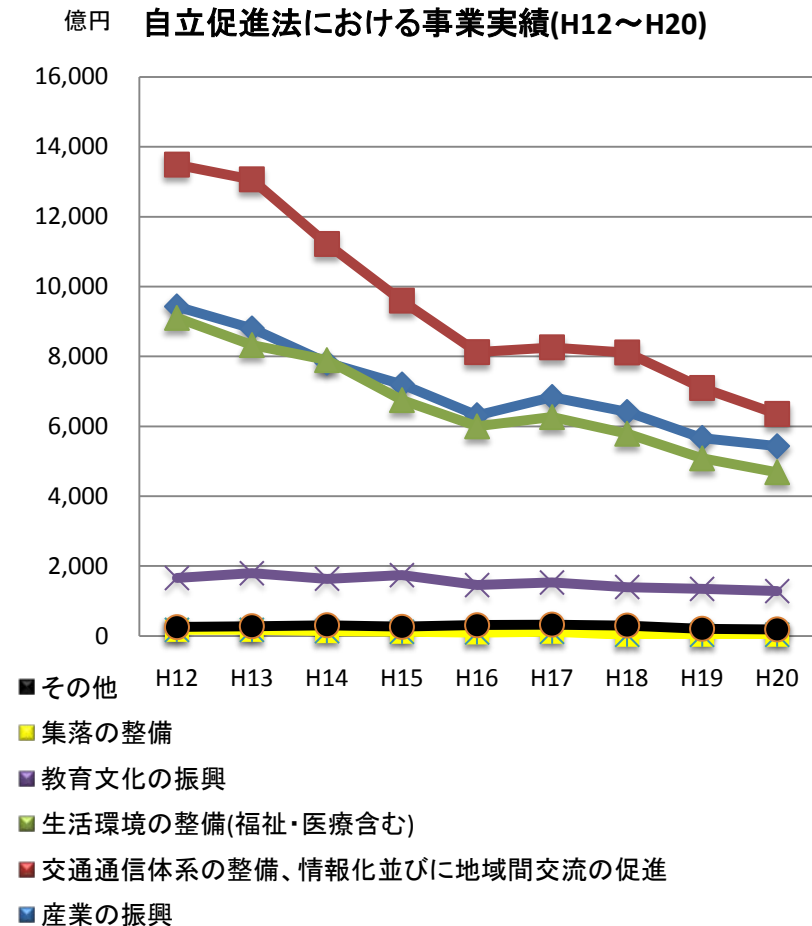
- 地方公共団体が直面する厳しい財政状況の中、事業実績総額は減少傾向にある。
- 事業区分別の構成比をみると、「交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進」に係る事業費の割合が最も大きく、全体の37.6%となっており、次いで「産業の振興」(28.3%)、「生活環境の整備」(26.3%)、「教育文化の振興」(6.4%)となっている。
- 自立促進法における事業実績(H12~H21)は、活性化法における36兆3286億円から減少し、全体で24兆7127億円となっており、この10年間も減少傾向にある。

過疎法における事業実績

※H21は事業計画ベース



自立促進法における事業実績(H12~H20)



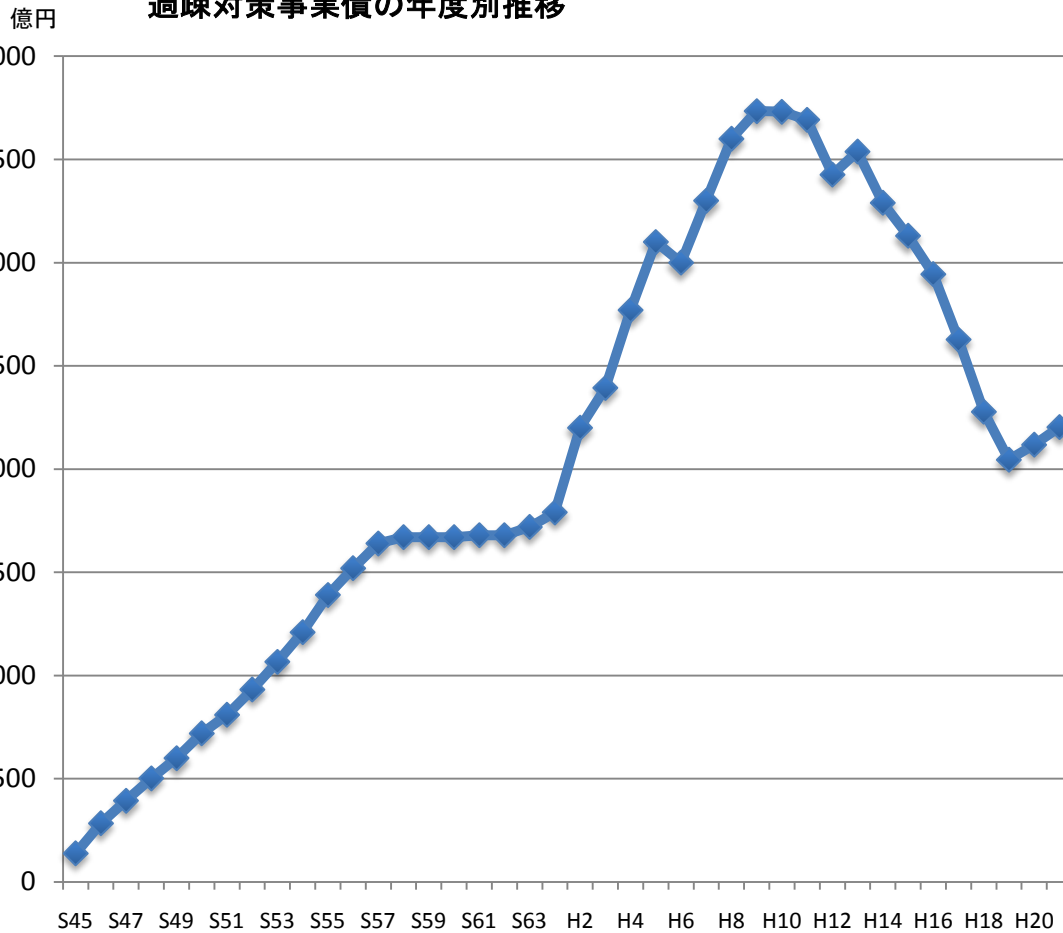
(出典)総務省過疎対策室「平成20年度版 過疎対策の現況」

過疎対策事業債の年度別推移等について

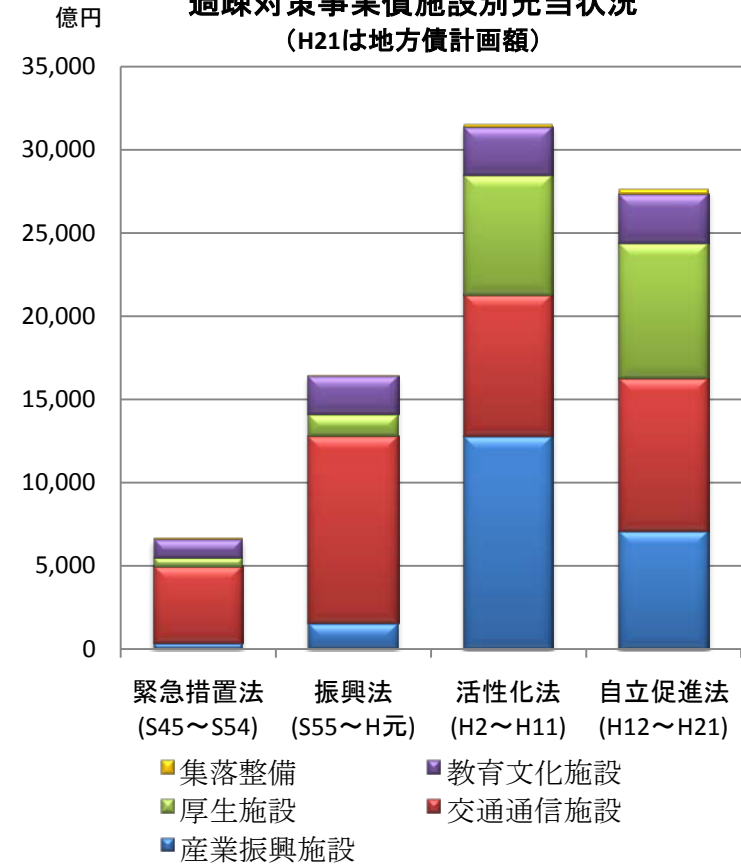
○昭和45年度から平成21年度までの40年間の過疎対策事業債の発行額は、8兆2,205億円。

- ・漁港、農林漁業経営近代化施設、地場産業施設、観光レクリエーション施設等の産業振興施設に2兆1,831億円
- ・診療施設、消防施設、簡易水道等の厚生施設に1兆7,160億円
- ・小・中学校の統合校舎、公民館等の教育文化施設に9,206億円
- ・集落整備に510億円
- ・市町村道、農林道等の交通通信施設に3兆3,498億円

過疎対策事業債の年度別推移



過疎対策事業債施設別充当状況 (H21は地方債計画額)



(出典)総務省過疎対策研究会「過疎地域自立促進ハンドブック」

過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等について（通知）

平成22年4月28日

過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等について（通知）

過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）、過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）及び過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）（以下「計画等」と総称する。）については、平成12年度から平成21年度までの計画等が策定され、これらに基づき各般の施策が講じられてきたところですが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号。以下「改正過疎法」という。）が施行されたことを受け、引き続き、地域の実情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進する必要があります。

このため、平成22年度から平成27年度までの期間に係る計画等の策定に当たっては、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行について（平成22年4月1日付け総行過第38号総務大臣、農振第2374号農林水産大臣及び国都地第128号国土交通大臣通知。以下「施行通知」という。）」のほか、下記事項及び別添事項にも留意の上、自立促進方針及び都道府県計画の策定の検討並びに市町村計画の策定についての周知及び必要な助言に努められるよう願います。

その際、改正過疎法において新たに過疎地域となった市町村（以下「新規過疎地域市町村」という。）が市町村計画を策定する場合には、先行する市町村計画が策定されていないことから、必要に応じて助言を行うとともに、新規過疎地域市町村を含む自立促進方針及び都道府県計画を策定する必要があることに留意願います。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 自立促進方針の策定について

自立促進方針の策定の義務付けが廃止されるとともに、自立促進方針の内容は任意的記載事項とされたところですが、自立促進方針を策定しようとする場合には、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第5条第4項に定める手続きが必要となるので留意願います。また、市町村計画は自立促進方針に基づいて策定する必要があるため、市町村から自立促進方針の策定の要請があったときは、都道府県は速やかに方針を定めなければならないこととされていますので、市町村との十分な連絡調整を図られるよう願います。

2 市町村計画の策定について

市町村計画の策定の義務付けが廃止されるとともに、市町村計画の内容は任意的記載事項とされたところですが、市町村計画を策定した場合には、都道府県において取りまとめのうえ総括表を添付し、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出願います

（取りまとめ窓口は、総務省）。

また、市町村計画を策定する場合には、行政はもとより、地域住民、NPO、地域活動団体等、様々な主体の参画を促し、地域の将来像とその実現に向けた互いの役割や責任について共通認識と合意形成を図り、従来の対策の成果や効果、残された課題等をこれまで以上に十分把握・分析した上で、自立促進に向けて実効性のある計画となるよう周知願います。その際、過疎法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業については、その成果・効果が将来にわたって持続・拡大し、地域の課題解決に寄与するとともに、地域の自立促進に向けて様々な仕組みを革新していくような取組で、主体的かつ創意工夫に富んだ仕組みづくりを行うことに努めるとともに、当該事業の位置付けや、事業内容、期待される効果等をできるだけ具体的に明らかにし、実効性の高いものとなるよう周知願います。

3 都道府県計画の策定について

都道府県計画の策定の義務付けが廃止されるとともに、都道府県計画の内容は任意的記載事項とされたところですが、都道府県計画を策定した場合には、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出願います（取りまとめ窓口は、総務省）。

4 市町村計画及び都道府県計画の変更の手続きについて

事業の追加又は中止、大幅な事業量の増減等計画全体に及ぼす影響が大きい場合には、過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用の際し、市町村計画及び都道府県計画の変更が必要となりますので留意願います。

別添 計画等の策定に当たって留意いただきたい事項

1 基本的な事項（自立促進方針）、基本的方針（市町村計画、都道府県計画）

過疎地域の現状と問題点を踏まえて、過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることができるよう配慮。

2 産業の振興

産業振興の方針については、整備が進められてきた交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等に取り組みことに配慮するとともに、基盤整備のみならず、情報提供、人材確保、市場流通等の施策についても記述。

農林水産業の振興については、農林水産業が農地や森林の適切な管理を通じて下流域での災害防止や水源涵養に寄与していることを踏まえつつ、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備だけでなく、営農指導、農工商連携、生産・加工・流通・販売の一体化による取組、森林資源の持続可能な利用のための森林整備等のソフト事業についても記述。

商工業の振興等については、自然環境との調和についても留意するとともに、地域資源を活かしたコミュニティビジネス、スモールビジネス等地域の実情に即した多様な分野にお

ける新規事業の立ち上がりを支援するための幅広い情報提供、共同利用施設の整備、金融措置等について、施設整備だけでなく、ソフト事業についても記述。

観光及びレクリエーションの方向と施策については、近年におけるゆとりある生活への指向、余暇の増大、自然環境への関心の高まり等の要請を踏まえつつ、地域間交流の促進の観点も含め、ソフト事業についても記述。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

交通通信体系の整備については、将来展望に基づき、そのあり方と水準について記述。

市町村道等の整備については、新規整備のみならず、現道の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理等ソフト事業についても記述。

交通確保対策については、住民の日常的な移動のための地域交通の維持・確保が課題となっていることも踏まえ、コミュニティバスやデマンドバスの導入、スクールバス・福祉バスの活用、民間バス路線の確保、公営バス、自家用自動車の利用等身近な交通手段の確保、住民の交通の利便の確保のための諸施策についてハード事業、ソフト事業両面から記述。

情報化の推進については、行政の情報化による住民サービスの向上、過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤整備とともに、医療・教育等公共サービスの確保（遠隔医療等）、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組（テレワーク等）、ICTを活用した特産品の販売といった情報通信基盤の活用、高齢者を含めた住民における情報リテラシーの向上、地域情報の発信等地域の情報化、地域がその実情に応じた形でICTを最大限活用していけるような取組に関する諸施策についてハード事業、ソフト事業両面から記述。

4 生活環境の整備

生活環境の維持保全については、洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全等の観点に配慮し、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、ゴミの分別活動やリサイクル活動等のソフト事業について記述。

簡易水道、下水処理施設等の整備及び消防・救急施設等の整備等については、新規整備のみならず、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理の実施等についても記述するとともに、消防や救急の広域応援体制や災害時の要援護者対策等の防災力の向上などソフト事業についても記述。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針については、地域全体で高齢者を支える仕組み作りなど施設整備以外のソフト事業についても記述。

児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策については、保育所、児童館及び認定こども園の配置のあり方及びその整備に加え、少子化対策、子育て支援対策等、子供を生ま育てる若い世代を対象としたソフト事業等の保健及び福祉対策について記述。

6 医療の確保

医療の確保の方針については、医師修学資金貸付事業への支援や専門医の派遣に対する支援等の医師確保対策、地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診

療所間の協力体制の構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなICTの活用等について、地域医療確保の観点を踏まえ、ハード事業、ソフト事業両面から記述。

特定診療科に係る医療確保対策については、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科に係る医療の確保を図るための病院及び診療所の整備、巡回診療の実施等についての方針を記述。

7 教育の振興

公立小中学校等の教育施設の整備等については、統合要件が撤廃されたことを踏まえるとともに、耐震化を含めた良好な教育環境の確保のための施設等の整備について記述。また、地域の力による安全な学校づくりの取組や地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用などソフト事業について記述。特に学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、都市との交流拠点や子供の体験活動のフィールドとしての再整備等、有効活用する視点について配慮。

図書館その他の社会教育施設等については、施設の整備に限らず、広域的施設を相互利用するシステムの整備といった施設を有効活用するためのソフト事業や都市の小中学校生による農山漁村における長期宿泊体験活動等の交流事業について記述。

8 地域文化の振興等

地域文化の振興等については、施設の整備に限らず、施設を活用した地域文化振興事業、施設にかかわらないソフト事業についても記述。

9 集落の整備

集落の整備については、集落の整備の方針のほか、集落の維持・活性化について、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題としてとらえ、集落の将来像を描いていく必要性に留意し、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや「集落支援員」、「地域おこし協力隊」など人材の確保・派遣に係る施策を行うことに努めるよう配慮し、ハード事業、ソフト事業両面から記述。

10 その他

基金の積立てについては、過疎対策事業債を財源として、過疎地域自立促進特別事業実施のための地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てが可能であることに留意。

過疎地域自立促進方針案に対する同意に係る基準について

平成22年6月11日

過疎地域自立促進方針案に対する同意に係る基準について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条第1項の過疎地域自立促進方針について、同条第4項の規定に基づき都道府県から協議の申出があった場合において、同意をするかどうかを判断するための基準を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項の規定に基づき別紙のとおり定めたので、通知します。

（別紙）

過疎地域自立促進方針案に対する同意に係る基準について

過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第5条第1項の過疎地域自立促進方針について、同条第4項の規定に基づき都道府県から協議の申出があった場合における同意の判断については、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、次の基準により行うこととする。

- 1 当該過疎地域自立促進方針案が、当該都道府県における過疎地域の自立促進のための対策について、法第3条の規定に基づいて推進することとされたものであること。
- 2 当該過疎地域自立促進方針案が、法第5条第2項各号に掲げる事項につき、地域の自給力を高めるとともに公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることができるよう配慮しつつ、当該都道府県における過疎地域の自立促進のため必要な事項について、ハード施策、ソフト施策の両面から定めたものであること。
- 3 当該過疎地域自立促進方針案が、当該都道府県における過疎地域の市町村の現状や施策の動向を適切に踏まえるとともに、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮したものであること。
- 4 当該過疎地域自立促進方針案が、他の諸施策との整合性を欠き、当該過疎地域自立促進方針案に基づく地方公共団体の施策の実施に著しく支障が生ずるものでないこと。

過疎地域自立促進計画策定状況等について（平成22年9月調査時点）

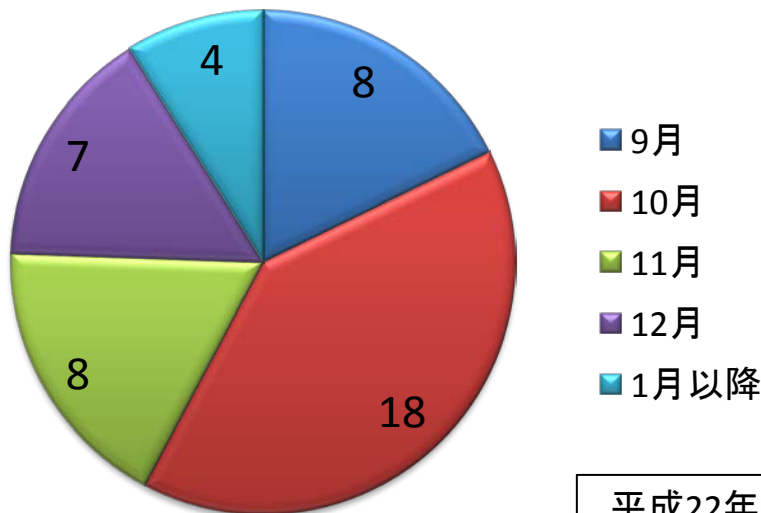
過疎地域自立促進方針

- 過疎関係45都道府県中、策定済39都道府県、本年中策定予定6県。
- 改正過疎法を踏まえ、ソフト事業に関する記述が増加。また、対策の担い手に関して地域住民、NPOとの協働等の記述が新たに追加。

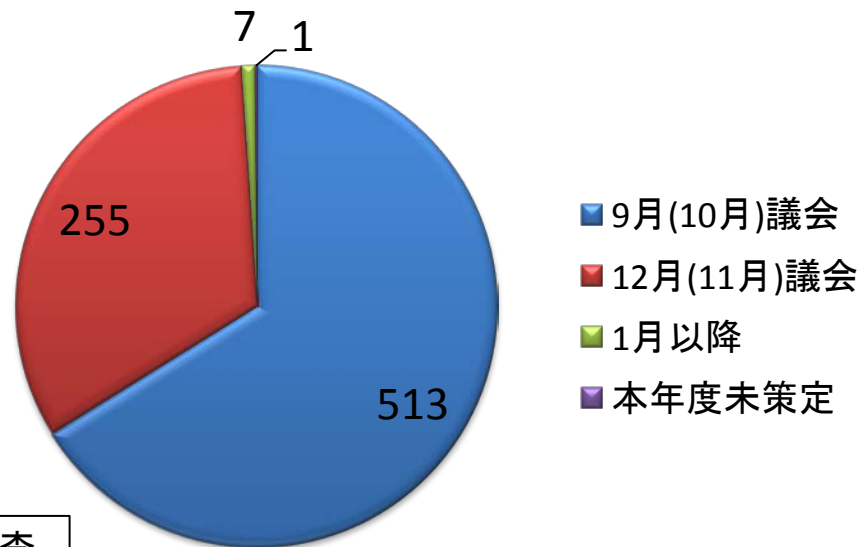
過疎地域自立促進計画

- 都道府県計画・・・26団体（58%）が10月までに、41団体（91%）が今年中に策定予定。
- 市町村計画・・・513団体（66%）が10月までに、768団体（99%）が今年中に策定予定。
新規過疎団体であるためじっくりと事業精査を行う、総合計画と整合性を持たせたい等の理由から、8団体が1月以降に策定予定。

都道府県計画策定状況（予定）



市町村計画策定状況（予定）



平成22年9月調査

過疎地域自立促進市町村計画に記載予定のソフト事業【例】

①産業の振興

○ 農業の担い手・人づくり対策

- ・農業後継者等の確保と育成を図るため、農業経営を志す若手農業者が集い、研修会の開催や実証展示圃場での作付け、管理及び地元保育園児の農業体験を行うなど、技術取得ばかりでなく、若手農業者の連携強化や人づくりを積極的に行う活動に対して補助する。（北海道）

○ 地場製品のブランド化（地域産業振興）

- ・地域農産物のブランド化の取組みへの支援及び地域ブランド品目や起業家の創出を図るため、農業活性化専門員を配置し、地域ブランドの形成過程すべてを対象としたアドバイスを実施する。（福島県）

○ 6次産業化

- ・6次産業をリードする人材育成や、地場産品を掘り起こし加工業者とのマッチングを通して、高付加価値商品の開発を図る。また、推進体制を確立し、情報の共有化・施策の協働化を図る。（大分県）

○ まちなか再生・活性化

- ・商業・サービス業等の基本研修や実地訓練を行う「街なか創業塾」の開設、空き店舗の有効活用、商店街後継者育成のための事業の実施、アンテナショップとの連携を行う。（長野県）

○ 観光・グリーンツーリズム

- ・森林セラピー基地を中核として、豊かな森づくりやスポーツと温泉資源を組み合わせた保養のための森林公園として整備を行う。（宮崎県）

○ 企業誘致・雇用対策

- ・地域資源を活用したコミュニティビジネスや地域課題解決型ソーシャルビジネスの起業や、事業進出する企業等の創業（立ち上げ）支援を行い、多種多様な雇用の創出を促進する。（島根県）

○ 農林水産業振興

- ・みかんアルバイト雇用による繁忙期の人手不足解消及び都市部との地域間交流の促進を図る。

（愛媛県）

②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

○ 生活交通・公共交通対策

- ・ 地域住民の生活の足であるバス路線維持のため、民間バス事業者に対し、補助金を交付する。（岡山県）
- ・ 市民の生活交通手段の確保及び地域内交流を促進し、地域の活性化を図るため、市民のニーズや生活実態に整合した地域公共交通システム計画を策定し運行する。（愛媛県）
- ・ バス路線を廃止された地域の交通手段を確保するため、定時制乗合タクシー、デマンド制乗合タクシーを運行する。（長崎県）

○ 道路橋梁の老朽化等対策

- ・ 橋長が15m以上ある道路橋梁や老朽化により点検が必要な道路橋梁の調査を行い、損傷箇所等を確認し、専門家の意見をもとに修繕計画を策定する。（秋田県）

○ 情報化対策

- ・ 地形などの理由により、受信側対策をせざる得ない地域の共聴組合に対しデジタル化支援をする。
（栃木県）
- ・ CATVにより全町にブロードバンド環境が整備できたことから、自主番組による情報を提供し地域行政への関心を高める。（岐阜県）
- ・ 高齢者・障害者・要介護者世帯を対象に、ブロードバンドを活用して、事前に登録した連絡先に24時間作動で自動通知できるサービスを行う。（高知県）

○ 交流事業

- ・ 外国人の相談窓口の設置，外国人向け「暮らしの情報」の充実並びに国内交流事業の調整及び事業の推進を行う。（宮城県）
- ・ 廃校を活用し，自然，歴史，農，食，耕作放棄地等の地域資源を活かした体験メニューを来訪者に提供することにより都市住民等との交流促進を図る。（茨城県）
- ・ 都市農村ふれあい交流事業（夏祭り等）、青少年体験学習事業（収穫祭事業等）など地域の特性を活かした体験型交流事業を行う（山梨県）

③生活環境の整備

○ 景観整備

- ・ 1. 旧藪原宿町並みの景観維持に努める。 2. 農山村地域の健全な景観を形成する。 3. 豊かな自然を活かした新たな観光名所づくりを推進する。（長野県）
- ・ 地域住民による快適な環境作りや観光客の憩える景観整備・維持活動費等の支援する。（香川県）

○ 廃棄物・環境対策

- ・ 不法投棄されたごみの回収やパトロールを地域に委託する。（岐阜県）
- ・ 生活環境を保つため、ごみ減量化のための、コンポスト、電気生ゴミ処理機購入等の経費を助成する。（愛媛県）

○ 災害対策

- ・ 災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき、災害時要援護者の情報を収集し、災害時の情報伝達方法や避難支援者、避難所や避難経路等、災害時要援護者一人ひとりの避難計画である個別計画を策定し、要援護者を支援する。（秋田県）
- ・ 近年の自然災害に対応した、災害を想定した安全確保マップを作成し防災(減災)を確立する。（広島県）

○ 上下水道、浄化槽整備

- ・ 処理場やポンプ場の各施設の腐食・損傷状況や動作状況等の調査、管路施設のTVカメラ調査等を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定する。（秋田県）
- ・ 水道未普及地調査、簡易水道施設統合基本計画を策定する。（奈良県）

○ 空き家対策、住環境整備

- ・ 定住の促進や一次産業の担い手確保に必要な住宅需要に対応するため、空家バンクの構築など、空家等の流通を促進するための事業を実施する。（北海道）
- ・ 空家を取得及び改修し、定住しようとする者に助成し、地域資源である空家の有効活用と定住促進を図る。（広島県）
- ・ 使用されていない建物を解体撤去することで、市民の安心安全な生活を守り、景観の保全と住環境の保全整備を図る。（鹿児島県）

④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

○ 高齢者支援

(配食サービス)

- ・配食サービスにより、高齢者の食生活を支援し、地域での自立した生活につなげていく。(大分県)

(通報システム)

- ・ひとり暮らし高齢者等の急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行う。(鳥取県)

(外出・移動支援)

- ・公共交通機関のない遠隔地を中心に市内の公共施設等を巡回する福祉バスを運行する。(熊本県)

(訪問・安否確認)

- ・高齢者福祉情報の共有化、地域ぐるみでの見守り体制を構築する。(栃木県)

(買物支援)

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し買物代行サービスや商品宅配サービス提供に併せ安否確認を実施する。(茨城県)

○ 子育て支援

(保育)

- ・子どもを育てる家庭のニーズにこたえる制度。サービスが必要な人の登録、サービスを行う人の相互に登録。延長保育、病児、病後時保育、子どもの預かり等を行う。(熊本県)
- ・町内保育所及び幼稚園保育料の無料化を行う。(茨城県)

(放課後児童育成)

- ・保護者会が開設・運営している学童保育所に対する運営を補助する。(滋賀県)

(子ども手当)

- ・子育てを支援し、過疎化の防止と次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、中学卒業までエンゼル手当を支給する。(三重県)

(少子化対策)

- ・子ども二人以上世帯にカードを発行し、市と市内協賛店舗が力を合わせて子育てを応援する。(三重県)

○ 健康づくり支援事業

- ・高齢者が集まる機会を創出し、若者や子どもたちとの交流と健康の維持増進を図る。(岐阜県)

⑤ 医療の確保

○ 救急医療確保

- ・ 2次救急医療体制の確保を図ることを目的に周辺市町が連携して取り組む。（三重県）

○ 通院支援

- ・ 無医地区等の住民に対する医療確保対策として、患者輸送車の運行や通院に係る負担軽減を実施し、地域住民の通院に係る交通手段の確保を図る。（北海道）

○ へき地医療に係る拠点病院等整備

- ・ 地域医療の拠点である内海病院の充実をはかるため、医師確保や福祉との連携など、住民や医療スタッフにも魅力ある病院を目指す。（香川県）

○ 修学資金貸与事業

- ・ 将来医師として、市内の公的医療機関に勤務しようとする者に、修学資金を貸付する。（岩手県）
- ・ 看護師等の不足による地域医療の崩壊を防止するため、修学資金の貸付を行う。（千葉県）

○ ICTを活用した遠隔医療

- ・ 医療水準の確保するため2次医療圏の基幹病院との急性期医療等にかかる画像データ等の相互通信体制の構築を図り、新たな医療連携により地域医療を確保する。（広島県）

○ 無医地区対策

- ・ 医院が廃院になり、無医地区になった地域において、廃院を市が借り上げて巡回診療を行うことにより、地域住民が安心して暮らせる環境を確保する。（大分県）

○ 医師確保事業

- ・ 地域医療への理解を深めることを通じて、将来的な医師確保対策を図るため、町立の国保診療所で、臨床研修協力施設として研修医を受入れるほか、医学部学生の実習を受入れる。（青森県）
- ・ 地域医療の崩壊を防止するため、診療所等開設に係る費用の一部を助成する。（千葉県）
- ・ 専門医が不在であるため、整形外科、泌尿器科、眼科、精神科、肝臓の専門医を招へいする。（長崎県）

⑥教育の振興

○ 特色ある教育

- ・ 環境、国際理解、ボランティア、情報などの視点を随時取り上げ、グローバルな視野や行動力を持った地球人を育成する。（岩手県）
- ・ 学力向上と教育環境の充実を図るため、情報通信基盤を活用した各種事業とあわせ、地域教育推進のため民俗・文化財の保存と活用に関する事業を実施する。（福島県）

○ 教育体制の整備（教員の配置）

- ・ 加配により特別な支援を必要とする児童に対して支援を行い、学校教育の拡充を行う。（三重県）
- ・ 国際化、高度情報化社会に対応する教育を実施することにより、村の将来を担う子供たちの資質向上と人材育成に資するため、小中学校に外国語教科補助員を配置する。（長野県）

○ 廃校舎活用

- ・ 廃校を拠点として、地域の伝統、自然、食といった地域資源を調査、発掘しながら、地域の交流・賑わいの拠点として情報発信をし、地域活性化を図る。（青森県）

○ 交流学習

- ・ 豊かな自然の中での様々な体験を通じ心身ともにたくましい人間になれることを希望する町外からの児童・生徒を小規模学校で受け入れることにより、留学生は豊かに育まれ、受入を行う学校はクラスメイトが増えることで活性化するとともに、学力の向上が期待される。（北海道）

○ 通学支援

- ・ 学校の統廃合により、遠距離通学者の保護者の負担を軽減するため、スクールバスの運行、通学費用や下宿費用の補助を行う。（和歌山県）

○ 放課後学習

- ・ 放課後時間における子どもたちの安全で安心な活動拠点を設け、地域住民とのふれあいや異年齢児童と一緒に活動することで思いやりや協調性、前向きに生きていく力など豊かな心をはぐくむことを目的とする。（青森県）

⑦地域文化の振興等

○ 町並み保存・イベント実施

- ・ 集落形成史調査、集落構造調査、集落景観調査等の集落調査を行う一方、内蔵や母屋の建築年代、建築技術、痕跡等に基づく復元考察等の建造物調査を実施して、伝統的建造物群保存地区の決定に向け活動を行う。（秋田県）
- ・ 古い町並みを保全するために、改修・新築工事に規制を設け、その費用に対して助成を行う。（愛媛県）

○ 文化財保護等

- ・ 村に点在する城館、その他史跡の調査・整備保存計画を策定し、村内外の方が史跡に触れる環境を整える。（福島県）
- ・ 文化財調査の実施、地域の付加価値の新たな創出する。（奈良県）
- ・ 世界遺産関連荒船風穴整備の計画を策定する。（群馬県）

○ 伝統文化振興

- ・ 地域文化を振興するため、各種イベントの実施や、後継者の育成に努める団体を支援する。（岐阜県）
- ・ 地域住民自らが現地調査をし、地域固有の歴史的・文化的資源を再発見することで魅力ある地域づくりの手掛かりとする。また、その資源を活かしたイベントを行うことで地域を訪れる観光客等に地域の魅力をPRする。（徳島県）

○ 芸術

- ・ レコードと音楽によるまちづくりを推進しており、音楽創造体験事業、音楽団体演奏クリニックなどの各種音楽事業を通じ、積極的にまちづくりに参画してもらうことを目指すと共に個性的な地域文化の振興を図る。（北海道）
- ・ 青少年等が多様な文化に触れ体験するため、優良な舞台公演を行うとともに、アウトリーチ事業としてアーティストを各学校に派遣する。（岐阜県）

○ その他

- ・ 町民の貴重な財産である木曾馬を保存し後世に継承するため、木曾馬凍結精子保存研究、DNA 調査研究等を行い、木曾馬の保護意識の高揚・地域資源としてのブランド化を進める。（長野県）

⑧集落の整備

○ 集落課題の話合い

- ・ 集落単位でのワークショップを開催し、住民同士の協議の場・合意形成の場を作ることで、地域住民による集落活性化を図る。（佐賀県）

○ 集落点検

- ・ 地域の現状や課題、将来への展望を住民自ら捉え、地域で取り組み活性化を図る。また、検討結果を他地区の集落の点検に活かすことにより、地域の活性化を促進する。（大分県）

○ 産官学連携

- ・ 徳島大学の教授や学生等で構成するプロジェクトチームが地域を訪れ、調査や集落の維持・活性化に向けた検討を官民協働で実施する。（徳島県）

○ 人材活用

- ・ 市内の各集落の内発的な力の引き出し、活性化の取組につなげるため、集落支援員を配置し、集落の状況把握と維持活性化に向けた計画作りや課題への対応といった取組を協働で行う。（福島県）
- ・ 地域の課題解決や活性化に取り組む地域コミュニティ団体やNPO法人等の活動に対し、先進事例に取り組んでいる専門家等を派遣し、今後の取組に活かしていく。（徳島県）

○ 移住・交流事業

- ・ 第1次産業への参入を希望する意欲ある若い移住者と既存従事者を結びつけ技術の伝授・事業承継支援を行う。（千葉県）
- ・ 過疎化の進行により増加している空き家を有効活用するため、所有者・管理者などへの意向調査を実施するとともに、インターネットを活用した広報や空き家アドバイザーの設置などを行う。（長野県）

○ 生活支援

- ・ 移動販売を継続するための車両の購入を支援し、移動販売事業の継続を通じて山間地域等における食料品等の生活物資の確保を行い、将来にわたり安全に安心して暮らせる地域社会の実現を図る。（高知県）

○ その他

- ・ 職員が担当地域を持ち、住民と協働による地域活性化事業を実施する。（栃木県）

⑨その他

○ 鳥獣被害対策

- ・野生鳥獣による農作物への被害や中山間地域で暮らす高齢者等への生活の被害を防止するため、有害鳥獣に対する被害防除及び捕獲の対策を実施する。（高知県）

○ 新エネルギー

- ・CO2削減により豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住宅用太陽光発電システムモニター、住宅用太陽光発電システム導入補助、ペレットストーブ購入費補助を実施する。（北海道）

○ 大学・研究機関との連携事業

- ・慶應義塾大学のコ・モビリティ社会研究の実証実験等を行う。（宮城県）

○ 定住促進

- ・Uターン等で町内に移住し、親族と同居するために二世帯又は三世帯住宅を建築（取得）する者に対し、建築費用の一部を助成し、移住・定住促進を図る。（鳥取県）

○ 結婚対策

- ・村内居住の未婚者に対し、村内外の異性との出会いの場の提供、結婚相談や紹介等、村内有志でつくるボランティア団体の活動を支援する。（長野県）

○ イベント

- ・海部川マラソンを実施し、前夜祭では地元学生による和太鼓の演奏や阿波踊り等を開催し、地域のにぎわいを図る。（徳島県）

○ その他

- ・土地の登記簿面積と実測面積との差異を解消するため、国土地籍調査を推進する。（富山県）

平成22年7月1日
総務省

平成22年度過疎地域等自立活性化推進交付金事業の 交付先の決定

総務省では、過疎市町村等が行う先進的で創造性の高いソフト事業を幅広く支援するため、平成22年4月13日から27日までの間、過疎市町村等に対して標記事業に係る提案募集を行ったところです。

このたび、外部評価者による提案内容の評価を行い、その評価を参考に交付先を決定しましたので、お知らせします。

1 事業の概要

本事業は、過疎市町村等が行う先進的で創造性の高いソフト事業を幅広く支援するため交付金を交付するものです。

具体的には、産業振興（スモールビジネス振興）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等のソフト事業を対象とし、1事業当たり1,000万円を交付するものです。

2 提案募集の結果

提案募集に対して100件の提案があり、外部評価者による提案内容の評価を行い、その評価を参考に32件の交付先を決定しました（別紙）。

連絡先：総務省自治行政局過疎対策室
担当：山中課長補佐、小池係長、佐々木
代表電話：03-5253-5111
内線：23135
直通電話：03-5253-5536
FAX：03-5253-5537

No.	都道府県名	市町村等名	事業名	事業分野
1	北海道	ニセコ町	ニセコ町マルチプル・ダイヤモンド交通化事業 ～「町内循環バス交通」から「コミュニケーション・インフラ交通」への転換	生活の安心・安全確保対策
2	北海道	下川町	日本発「バイオビレッジ」による自立活性化」事業	環境貢献施策の推進
3	岩手県	二戸市	うるしの里づくり推進事業	産業振興
4	岩手県	西和賀町	森林エネルギー利用で切り開く西和賀町の未来推進事業～薪の利用促進 で地域の自立力を高める取り組み～	産業振興
5	秋田県	由利本荘市	由利本荘市農村集落元気づくり事業(集落活性化プラン策定委託事業)	集落の維持・活性化対策
6	秋田県	仙北市	市民・生産者連携による地域特産品を活かした仙北型スマートフォンビジネスの 創造－協働と知恵で「過疎の限界」を克服する－	産業振興
7	山形県	川西町	「やまがた里の暮らし大学校」を通じた交流促進・コミュニティビジネス基盤 整備事業	移住・交流・若者の定住促進 対策
8	埼玉県	秩父市	“第3のはちみつ”の開発と普及による花と蜜のあふれる地域活性化推進事 業	産業振興
9	千葉県	南房総市	合併後の地域が元気！！「地域課題解決エンジン」の構築～新たな地域経 営体とコミュニティの指標化で、持続させる地域再生～	その他
10	新潟県	佐渡市	「佐渡(さど)」生物多様性戦略 ～トキとの共生から地域経済の活性化へ～	環境貢献施策の推進
11	石川県	奥能登広域圏 事務組合	奥能登を公共交通で元気にする！プロジェクト	生活の安心・安全確保対策
12	福井県	池田町	農村資源起業開発 異業種合弁会社 まちUPいけだ プロジェクト	産業振興
13	山梨県	北杜市	超高齢化地域住民の生活を守る乗り合いタクシー実証運行事業	生活の安心・安全確保対策
14	長野県	木島平村	都市と農山村の共生に向けた価値の創造事業－農村文明の創生(緑の分 権改革)を目指して－	産業振興
15	三重県	尾鷲市	「熊野街道」空き家・町並み活用による まちなかにぎわいづくり事業	移住・交流・若者の定住促進 対策
16	滋賀県	長浜市	安心確保と生きがい発揮 水源の郷わくわく再生プロジェクト	集落の維持・活性化対策
17	兵庫県	朝来市	山東地域のみんなで創る「新たな公共」構築事業	生活の安心・安全確保対策
18	奈良県	下市町	高齢者等外出支援事業	生活の安心・安全確保対策
19	和歌山県	すさみ町	すさみ町過疎地域生活・交通再生事業	生活の安心・安全確保対策
20	鳥取県	伯耆町	大山山麓リゾート観光・田舎ものマッチング実証実験事業	移住・交流・若者の定住促進 対策
21	島根県	江津市	過疎地域の課題解決型ソーシャルビジネス等創業モデルの構築事業	産業振興
22	島根県	海士町	教育のブランド化(子育て島構想)による若者定住促進事業	移住・交流・若者の定住促進 対策
23	広島県	神石高原町	地域サポーターネットワーク全国協議会によるサポーター支援事業	集落の維持・活性化対策
24	山口県	山口市	過疎地域における暮らしの潤い確保対策	産業振興
25	徳島県	美馬市	中山間地域における農林産物のきめ細やかな集出荷システム構築	産業振興
26	愛媛県	久万高原町	古の歴史と現在から学ぶ自立と共生に向けてのまちづくり事業	地域文化伝承対策
27	福岡県	宗像市	「大島海洋体験施設」を中心とした漁業と観光が連携したスマートフォンビジネス 創出による大島振興事業	産業振興
28	長崎県	対馬市	認知度向上による「つまずカラ」発掘推進事業	移住・交流・若者の定住促進 対策
29	熊本県	上天草市	上天草市地域活性化交通対策実証運行事業	生活の安心・安全確保対策
30	大分県	宇佐市	宇佐の浜・いいもの再発見事業	産業振興
31	大分県	豊後大野市	豊後大野市発 地域元気わくわく創造事業	集落の維持・活性化対策
32	沖縄県	久米島町	保養リハビリ滞在を導入口とする、地場産業振興と移住促進の連動事業	移住・交流・若者の定住促進 対策

その他過疎対策関係施策について

平成22年度委託調査事業

地域社会を構成する最も基礎的な日常生活圏域である集落について、集落の実態や集落の維持・活性化に向けた取組等を調査し、今後の集落対策のあり方についての検討につなげる。(前回調査:平成18年度)

【調査対象団体】

過疎市町村、関係都道府県

【調査内容】

- 集落実態調査(集落名、集落ごと人口・世帯数、集落機能の維持状況、今後の人口動向等、基礎データ)
- 集落での問題の発生状況
(例)「耕作放棄地の増大」、「森林の荒廃」、「土砂災害の発生」、「伝統的祭事の衰退」、「空き家の増加」等
- 集落活動の担い手の確保策等、集落対策の実施状況とその課題
(例)集落支援員や地域おこし協力隊等の活用状況、
「医療の確保対策」、「生活交通の確保対策」、「買い物等生活支援対策」等

全国過疎問題シンポジウム2010inとうきょう

行政関係者をはじめ、広く住民や地域づくりの関係者等を交え、幅広く議論を深めるとともに、都市と過疎地域の共生・互恵関係の深化、過疎地域に係る都市住民の理解の向上等に向けて、「全国過疎問題シンポジウム2010inとうきょう」を開催する。

【開催時期、場所】

平成22年11月18日(木) 九段会館

【参加対象者】

過疎地域市町村職員・議会議員、都道府県職員、学識者、地域づくり実践者、過疎地域住民等、延べ700名

過疎地域自立活性化優良事例表彰

地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の取組みを奨励するため、創意工夫をもって過疎地域の活性化に取り組み、すぐれた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしい団体であること等を審査の基準として、総務大臣賞及び全国過疎地域自立促進連盟会長賞を過疎地域自立活性化優良事例表彰委員会において選定のうえ、全国過疎問題シンポジウムにおいて表彰を行うもの。

【表彰対象】

過疎市町村又は一部事務組合、広域連合、協議会等及び過疎地域内の個人又は団体

外部人材を活用するための三つのツール

① 地域おこし協力隊

- 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。
- 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。

※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。

○平成21年度 地域おこし協力隊員の人数 89人

財源手当

- ・上記の取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・隊員1人あたり350万円(報償費等200万円)を上限

② 集落支援員

- 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
- 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。

○平成21年度 専任の「集落支援員」の設置数 449人 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 約3,500人

財源手当

- ・上記の取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・支援員1人あたり350万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)

③ アドバイザー(外部専門家)

○市町村が、地域力創造のための外部専門家(※地域人材ネット登録者)を年度内に延べ10日以上活用。

※平成22年度 155名登録 総務省HP公開

財源手当

- ・上記の取組(地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費(旅費、謝金(報償費))を特別交付税の算定対象とする(当面、連続した任意の3年間を対象とする)
- ・専門家活用区分、財政力指数に応じて一定額を上限
(財政力指数が全国平均以下の市町村が民間専門家を活用する場合 初年度560万円を上限)

地域おこし協力隊について

1 地域おこし協力隊員

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者
 - ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表
 - ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下
 - ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者（※同一市町村内において移動した者や、委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の移動が行われている者等）については、原則として含まない）
- ※ なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

2 地域協力活動

地方自治体等が実施・支援するものであって、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとする。その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとする。

【地域協力活動の例】

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
 - ・水源地の整備・清掃活動等
- 環境保全活動
 - ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
 - ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等
- 地域おこしの支援
 - ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
 - ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
 - ・地場製品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

地域おこし協力隊について

3 地域おこし協力隊員の地域要件

(4) 地域おこし協力隊員の転出地・転入地の考え方について

<原則Ⅰ>

- 「地域おこし協力隊」の趣旨が、「都市圏から地方部への人の流れ」の創出を図るものであることに鑑み、地域おこし協力隊員の転出地(住民票を移動する前の居住地)および転入地(住民票を移動した後の居住地)が以下に該当する場合は特別交付税措置の対象とする。



<原則Ⅱ>

- ただし、地方部の取組を支援する観点から、隊員の転入地が、(3大都市圏の内外を問わず)条件不利地域である場合は、隊員の転出地が、3大都市圏外の都市地域である場合も、特別交付税措置の対象とする。



※注1：隊員の転出地が、条件不利地域指定を受けている政令指定都市であった場合には、特別交付税措置の対象は、原則として、隊員の転出地が、条件不利地域指定の対象区域（例：一部過疎市町村の一部過疎区域、離島市町村の離島区域）外であった場合に限るものとする。

※注2：隊員の転出地が、原則Ⅱにより拡大された地域（3大都市圏外の都市地域）であった場合には、特別交付税措置の対象は、原則として、隊員の転入地が、条件不利地域指定の対象区域内である場合に限るものとする。

(5) 都道府県分の取扱いについて

- 都道府県分については、上記(1)～(4)の考え方を準用して各隊員の住民票の異動状況を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断するものとする。

十日町市の地域おこし協力隊

概要

新潟県十日町市で、5名地域おこし協力隊員を受入れ。
複数の集落ごとに一人ずつ配置。



内容

隊員の人材

- ・東京都北区の女性(30歳代) ・横浜市磯子区の男性(50歳代)
- ・横浜市戸塚区の女性(30歳代) ・栃木県芳賀郡益子町の男性(30歳代)
- ・東京都渋谷区の男性(30歳代)

設置根拠

- ・十日町市地域おこし協力隊設置要綱

受入れ期間

平成21年9月～(平成23年度末まで予定)

活動内容

- ・集落の実情に応じ、集落の求める様々な支援活動を実施。
- ・主に水源・環境保全、地域行事、住民の生活支援、都市との交流支援などに取組む。

ポイント

- ・隊員の地域への溶け込み、活動状況の周知を通じ、住民との信頼関係構築を図る。
- ・集落は隊員の生活面・活動面の相談役となり、不安解消とともに定住化を促す。
- ・平成22年度はさらに配置人数を増やす方向。



住民と一緒に集落共同作業(道普請)を実施

山梨県の地域おこし協力隊

概要

山梨県で、24名地域おこし協力隊員(農業協力隊員)を受入れ。
JAや農業生産法人等の支援機関のもと各地域で活動。



内容

隊員の人材

- ・三大都市圏等の都市から男性18名、女性6名
計24名を受入れ

設置根拠

- ・農業協力隊推進事業実施要綱

受入れ期間

平成21年10月～(平成23年度末まで予定)

活動内容

- ・農業活動(耕作放棄地解消作業、農作物の栽培)
- ・地域おこし活動(地域共同作業、地域美化活動等)

ポイント

- ・俳優の菅原文太氏をコーディネータとして、定住に向けた指導・助言、シンポジウムの開催。
- ・22年度も、隊員を募集予定。



農作業を行う隊員

集落支援員について

～ ノウハウ・知見のある人材が集落の「目配り」を ～

- ・ **集落支援員**＝市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を実施
- ・ **地方自治体**＝集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・ **総務省**＝地方自治体に対して、財源手当、情報提供等により支援

集落点検の実施

○集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

(集落点検チェックシートを活用)

- ・ 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- ・ 集落点検チェックシートの作成
- ・ 集落点検の実施
- ・ 点検結果の集約、住民への周知

等



集落のあり方についての話し合い

○住民と住民・住民と市町村と間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

- ・ 実施時期・回数・参加者などを検討
- ・ 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 農山漁村教育交流
- ⑤ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑥ 伝統文化継承
- ⑦ 集落の自主的活動への支援

等

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

広島県神石高原町の集落支援員

概要

○特に過疎化・高齢化の進んだ49集落を「源流の里」として指定し、コーディネーター役となる10人の「集落支援員」を配置。
集落の見回り、点検、維持・再生に向けての取組みを推進。



内容

人材

・地域の実情に詳しく、気の利く**地元の人材**を広く公募。

設置根拠

・神石高原町源流の里条例施行規則

活動内容

・各戸訪問(家庭、集落の状況把握)、集落の現状分析、課題の整理、話し合いの開催、維持・再生への計画策定及び実施(PDCAサイクル)

ポイント

・地域の実情に詳しい地元の人材を配置。
・条例及び施行規則において、対象地域や施策、町の役割等を具体的に明記。



京都府の集落支援員

概要

- 府内6市町28集落において、**集落外の協力者（共援者）** 32人を集落支援員として位置付け、集落支援業務（ふるさと共援活動支援事業）を展開。
- 府は活動の支援及び**経費の補助**を実施。



内容

人材

- ・大学教授、NPO等の集落外の協力者を集落支援員に位置付け

設置根拠

- ・ふるさと共援活動支援事業実施要領

活動内容

- ・集落内での話し合い活動や地域資源の発掘を行い、集落再生の計画を検討
- ・集落が行うPR活動や環境保全、都市農村交流などの活動をサポート

ポイント

- ・外部協力者（共援者）の力を活用して、地域資源を活かした地域の活性化を図る。



「地域おこし協力隊員」と「集落支援員」の比較

地域おこし協力隊

集落支援員

～ 要 件 ～

<ul style="list-style-type: none"> ○都市から地方へ住民票を移した人。 ○地方自治体から委嘱を受け、下段の地域協力活動を行う人。 ○概ね1年以上3年程度。 <p>※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。</p>	<p>対 象 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等(当該市町村外の人材でも可)。 ○地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関するノウハウ・知見を有しており、地方自治体から委嘱を受け、下段の集落支援活動を行う人。 ・ 期間の制限はない。
<ul style="list-style-type: none"> ○地域協力活動内容については委嘱において取り決めるが、地域の実情に応じて各地方自治体は、自由に決めることができる。 ○地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表。 <p>※「地域おこし協力隊員」においても「集落支援員」の業務を担っている例がみられるが、このような場合は各団体の希望するいずれか一方の特別交付税措置のみを適用することとしているので、両制度をうまく選択してご活用ください。</p>	<p>活 動 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等、集落支援に関する活動。

～ 特別交付税措置の内容 ～

<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊員1人あたり 3,500千円上限 ※報償費等については、2,000千円上限 その他経費については、1,500千円上限 	<p>措置額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集落支援員1人あたり 3,500千円上限 (自治会長など他の業務との兼任の場合400千円上限) ※21年度より3,500千円に上限額を引き上げ。
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域おこし協力隊員の募集等に要する経費</u> ・都市部における募集・PR費 ・職員旅費 ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等 ○<u>地域おこし協力隊員の活動に要する経費</u> ・報償費等 ・住居、活動用車両の借上費 ・活動旅費等移動に要する経費 ・作業道具・消耗品等に要する経費 ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費 ・隊員の研修受講に要する経費 等 	<p>対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>集落支援員の設置に要する経費</u> ・報酬、活動旅費、連絡のための会議費等 ○<u>集落点検の実施に要する経費</u> ・集落点検経費 (点検項目検討費、点検・アンケート票印刷費、調査委託費) ○<u>集落における話し合いの実施に要する経費</u> ・「話し合い」の場(会議)運営費(資料印刷代、集落支援員や外部有識者など話し合いのコーディネーター謝金・旅費)

アドバイザー(外部専門家) 招へい事業～地域力創造のための外部専門家の活用に対する財源手当

【趣旨】

市町村が、地域力創造のための外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。

【概要】

- ◆外部専門家を年度内に延べ10日以上活用することに要する経費(旅費、謝金(報償費)。先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。)を特別交付税の算定対象とする。
- ◆1市町村当たり以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間(1市町村につき1回に限る。)の財源手当とする。

外部専門家活用区分		財政力指数 全国平均	上限額 (千円)		
			初年度	第2年度	第3年度
1	民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
		平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
2	先進市町村職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
		平均超の市町村	1,200	750	450

(財政力指数全国平均:平成20年度(3カ年平均値)0.56)

地域人材ネット(データベース)

【趣旨】

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を登録し、総務省ホームページで紹介

【概要】

- ◆民間専門家(120名)、先進市町村で活躍している職員(35名(組織を含む))を登録 (計155名)
- ◆総務省ホームページ内の紹介ページアドレス <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

常陸太田市におけるアドバイザー活用

概要

地域資源の活用と農作業応援(ワーキングホリデー&ステイ)を組み入れた都市農村交流の推進により地域の活性化を図る



内容

アドバイザー

・食環境ジャーナリスト・食総合プロデューサー 金丸 弘美 氏

事業名

・食と農を基軸とした都市農村交流実践事業

アドバイザー活動期間

- ・日数 20日
- ・期間 11月～3月

活動内容

- ・都市農村交流の受入態勢整備に関する学習会
- ・首都圏を中心とした常陸太田市の魅力発信活動 など

成果のポイント

- ・ワーキングホリデーを組み入れた都市農村交流のプログラム構築
- ・援農ボランティア受け入れのための地域の合意形成や意識醸成
- ・魅力ある効果的な情報発信に向けたノウハウの獲得 など



紀の川市におけるアドバイザー活用

概要

地元農産物を活用した地産地消による「食」の提供を「青洲の里」を拠点にして、一貫したコンセプトに基づいて、紀の川ブランドを構築する



内容

アドバイザー

- ・(株)カルチャーアットフォーシーズンズ代表取締役 中島 淳 氏

事業名

- ・紀の川ブランド創出アドバイザー事業

アドバイザー活動期間

- ・日数 10日
- ・期間 5月～3月

活動内容

- ・(財)青洲の里で作られている「米粉パン」の販路拡大と情報発信するための取り組み
- ・米粉創作料理コンテストの企画提案とサポート など

成果のポイント

- ・客観的な視点からの当市の魅力の再発見とブランド化
- ・コンテスト開催による地産地消・食育・食料自給率UPの取り組み
- ・ブランディングの重要性と長期的な戦略の必要性の確認



【平成22年度】人材力活性化に関する研究会について

人材力活性化研究会（年5回開催予定）

○目的

地域活性化の基本的な要素である人材力の強化を図るため、「人材力活性化研究会」を開催し、NPO・企業等との連携方策も含めた課題を抽出したうえで、人材力活性化の具体的な施策・目標の検討や人材力の相互交流とネットワーク形成の進め方等の検討を行い、人材力の強化・活性化に取り組もうとしている様々な主体の今後の指針となるプログラムを策定する。あわせて、人材力活性化の事例の調査等を行い、その充実を図る。

○検討内容

- (1) 人材力活性化の取組の現状と課題の抽出、対応策の検討
- (2) 人材力活性化プログラム等の検討・策定
- (3) 人材力活性化プログラム及びプログラムに基づき実施する施策の充実

○構成員

飯盛義徳	慶應義塾大学総合政策部准教授	小澤浩子	赤羽消防団副団長
舘逸志	内閣府官民競争入札管理委員会事務局長	谷和樹	玉川大学教職員大学院 准教授
玉沖仁美	株式会社タマノワ代表取締役	富永一夫	NPOフュージョン長池 理事長
豊重哲郎	柳谷自治公民館長	沼尾波子	日本大学経済学部 教授
前神有里	愛媛県総務部行政システム改革課専門員	松原朋子	マイクロソフト株式会社企業市民活動推進本部マネージャー
宮城治男	NPO法人ETIC 代表理事		

外部人材等の活用に関する研究会（年3回開催予定）

○目的

地域の課題を解決するために地域おこし協力隊事業等により地域外からの人材（外部人材）等の活用を進めている地域の取組を調査し、その成功要因や課題を分析・研究する。また、その結果を報告書としてまとめ、これから外部人材等の活用を進めようとしている地域住民や地方公共団体の行政担当者及び外部人材等として地域で活動を始めようとしている人に対して紹介することで、外部人材等活用のノウハウ等について情報共有を図る。

○検討内容

- (1) 外部人材等活用の取組の現状と課題の抽出、対応策の検討
- (2) 外部人材等活用の事例調査 ※手法の検討を含む
- (3) 収集した情報を踏まえた課題の抽出と対応策の検討
- (4) 事例集の作成

○構成員

池田克也	新潟県十日町市信濃川清津川対策室長	飯盛義徳	慶應義塾大学総合政策学部准教授
上野あや	(株)いんどり	小山内誠	あおもりNPOサポートセンター副理事長
斉藤俊幸	地域力創造アドバイザー（イング総合計画（株））	野村善史	総務省地域力創造グループ地域自立応援課長
澤田史朗	総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室長		